

## 平成 30 年第 6 回にかほ市議会定例会会議録（第 2 号）

### 1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	齋 藤 光 春	2 番	佐々木 孝 二
3 番	小 川 正 文	4 番	伊 東 温 子
5 番	齋 藤 聡	6 番	齋 藤 進
7 番	森 鉄 也	8 番	渋 谷 正 敏
9 番	佐 藤 直 哉	10 番	宮 崎 信 一
11 番	佐 藤 治 一	12 番	佐々木 正 勝
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	伊 藤 竹 文	16 番	佐 藤 文 昭
17 番	菊 地 衛	18 番	佐 藤 元

### 1、本日の欠席議員（ な し ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 藤 谷 博 之      班 長 兼 副 主 幹 須 田 益 巳  
副 主 幹 阿 部 千 春

#### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長 市 川 雄 次	副 市 長 本 田 雅 之
教 育 長 齋 藤 光 正	総 務 部 長 佐 藤 正 春 (危機管理監)
企 画 調 整 部 長 (地方創生政策監) 佐 藤 次 博	市 民 福 祉 部 長 阿 部 聖 子
農 林 水 産 建 設 部 長 土 門 保	商 工 観 光 部 長 佐 藤 豊 弘
教 育 次 長 齋 藤 隆	ガ ス 水 道 局 長 小 松 幸 一
消 防 長 ・ 消 防 署 長 本 間 徳 之	会 計 管 理 者 佐 々 木 善 博
総 務 課 長 佐 々 木 俊 孝	防 災 課 長 加 藤 十 二
総 合 政 策 課 長 佐 々 木 俊 哉	ま ち づ け 推 進 課 長 佐 藤 喜 仁
商 工 政 策 課 長 齋 藤 和 幸	生 活 環 境 課 長 佐 藤 正 穂
健 康 推 進 課 長 須 田 美 奈	福 祉 課 長 三 浦 純
子 育 て 長 寿 支 援 課 長 佐 々 木 修	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長 畠 山 真 姫 子
建 設 課 長 竹 内 千 尋	

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第2号

平成30年12月11日（火曜日）午前10時開議

第1 議案第100号 本荘由利地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について

第2 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

---

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日、追加提出された議案について議会運営委員会を開催しましたので、議会運営委員長の報告を求めます。10番宮崎信一議会運営委員長。

【議会運営委員長（10番宮崎信一君）登壇】

●議会運営委員長（宮崎信一君） おはようございます。

本日9時から議会運営委員会を開会いたしましたので報告をいたします。

本日提出されました追加議案について協議をしております。

お手元に配付の追加議案綴をご覧ください。追加議案は1件です。

議案第100号本荘由利地域定住自立圏の形成に関する協定の締結についてであります。

本日、一般質問の前に議案の説明がありまして、本日配付の議案付託表（案）にありますよう、総務常任委員会に付託を予定しております。

慎重審査のほど、よろしく願いをいたします。以上です。

●議長（佐藤元君） 報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

日程第1、議案第100号本荘由利地域定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを議題とします。

朗読を省略して、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） おはようございます。

それでは、追加提案させていただく議案の要旨について申し上げます。

議案第100号本荘由利地域定住自立圏の形成に関する協定の締結についてです。

提案理由については、由利本荘市とにかほ市を圏域とする本荘由利地域定住自立圏の形成に関する協定を締結するに当たり、にかほ市議会基本条例第13条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上の議案の要旨については、補足説明について担当の部課長が行いますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、補足説明を行います。企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤次博君） それでは、議案第100号の補足説明をいたします。

先ほど市長から提案説明がありましたとおり、かねてより定住自立圏の形成につきまして由利本荘市と協議を進めてまいりましたが、このたび由利本荘市とにかほ市が定住自立圏の形成に関する協定の締結を行うために、にかほ市議会基本条例第13条に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

御提案しております協定書の内容について御説明いたします。

2ページをご覧ください。

第1条は、協定の目的を規定したもので、中心市の由利本荘市と周辺市のにかほ市が相互に連携し、役割を分担しながら人口定住に必要な都市機能及び生活機能を確保、充実させるとともに、自立に必要な経済基盤を確保することにより、魅力ある定住自立圏を形成することを目的とするものでございます。

第2条につきましては、その目的達成のため、定住自立圏を形成し、第3条に規定する政策分野の取り組みに相互に役割を分担して連携を図り、協働し、または補完し合うとした基本方針を定めたものでございます。

第3条は、連携する政策分野及び取り組み内容並びに役割分担について規定したもので、生活機能の強化に係る政策分野、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の3分野を連携する政策分野として取り組むことを定めたものでございます。

第4条は、事務執行に当たっての連携、協力及び経費負担について規定しておりまして、第3条に係る取り組みを推進するため、相互に役割分担を行い、連携、協力して事務の執行に当たるものとし、第2項として、第3条の規定するもののほか、必要な経費が生じるときは相互の受益の程度を勘案し、経費の負担を行うこと、第3項では、取り組みに必要な手続や人員の確保及び費用の負担については、協議によって定めるとしたものでございます。

第5条につきましては、本協定を変更する場合は、協議の上、定めることとし、あらかじめ議会の議決が必要であると規定したものでございます。

3ページにまいります。

第6条では、協定廃止の手続について規定したものであり、協定を廃止しようとする場合には、あらかじめ議会の議決が必要であり、その旨の通告は書面によるものとし、議会の議決書の写しを添付することを定めたものでございます。

また、通告があった日から起算して2年を経過した日に、協定の効力を失うことを定めたものでござ

います。

第7条につきましては、疑義の解決について規定したもので、疑義が生じた場合、協議の上、定めることとしたものでございます。

4ページをご覧ください。

次に、別表ですが、第3条に規定しております政策分野につきまして、別表第1、生活機能の強化に係る政策分野では、(1)医療、(2)産業振興、(3)教育分野振興を、次の別表第2、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野では、(1)地域公共交通、(2)移住の促進及び別表第3、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野では、人材育成などとし、それぞれ項目ごとに取り組む内容、役割を規定しております。

以上で議案第100号の補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第2、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

順番に発言を許します。初めに、2番佐々木孝二議員の一般質問を許します。佐々木孝二議員。

【2番（佐々木孝二君）登壇】

●2番（佐々木孝二君） おはようございます。2番佐々木孝二でございます。

通告をしておりました一般質問をさせていただきたいと思っております。

1. 地元沿岸への木造船等漂着物対応について。

昨年の11月23日に北朝鮮籍の漁船及び船員が由利本荘市の沿岸に漂着してから1年が経過しました。この事案に関して市議会の3月定例会にて、宮崎議員が市民への情報伝達について質問をし、市長が「県警及び海上保安部に不審船に対する警備と情報共有体制の強化について要望をし、秋田県総合防災課により県関係機関、秋田県警、秋田海上保安部、本市を含む沿岸8町が連絡協議会を開催し、情報共有と連携のフォローを確認しています。」と答えていることが、にかほ市議会だより第53号にありました。

本年は、去る11月23日付、秋田さきがけ新聞に「11月16日正午現在、国内への木造船の漂着は105件に上り、統計を取り始めた2013年以降、最多だった17年の104件を上回った」と掲載され、その後も本市を含む漂着物の事案があります。今年の11月6日から28日までが19件。

そこで、今一度確認とはなりますが、以下を伺います。

(1)市民の安全と安心のためな啓発活動を、どのように継続しているのか。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、本日からの一般質問、よろしくお願ひしたいと思っております。

では、ただいまの佐々木議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

(1)の市民の安全と安心のために啓発活動を、どのように継続しているかとの御質問です。

昨年、県内で発見された北朝鮮からと見られる漂着船は13隻で、由利本荘市の乗組員8人を保護した事案もありました。議員おっしゃられるとおりです。発見された漂流・漂着遺体は、これまで17遺体

でありました。漂着船は、主に11月中旬ごろから12月下旬にかけての約1ヵ月に12隻と集中しており、本市でも2隻漂着しております。また、今年は全国的に木造船の漂流・漂着件数が増加しており、特に北海道では急増しているところであります。

これは季節風の影響で木造船の漂着は、秋から冬にかけて多いためであり、11月16日時点で漂流・漂着件数が全国で105件となり、それ以降も増え続けておりますが、統計を取り始めた平成25年以降、最多だった昨年の104件を超えている状況にあります。

本市においても先月11月23日、象潟川河口付近に木造船1隻が漂着し、また二日後の25日に象潟町関字建石海岸に木造船の一部と見られる木片が漂着しております。基本的にかほ市沿岸は、小砂川漁港を除いて秋田県管理の海岸区域となっているため、漂着船等の漂着が発生した場合、警察署より市防災課長等に連絡が入り、現地での立ち会いを行って確認をしています。

また、漂着船の解体や運搬、処分などの対応については、海岸管理者である秋田県が行うことになっております。

市では、今年も木造船の漂流・漂着が予想されることから、11月15日には市ホームページに掲載するとともに、同月22日の秋の行政懇談会においても自治会長の皆様にも漂流・漂着船を発見した際には、近づくずに速やかに警察に通報するよう周知をしております。以上です。

●議長（佐藤元君） 佐々木孝二議員。

●2番（佐々木孝二君） 今、答弁いただきましたけれども、再質問となりますが、果たしてそれで市民の皆様方が、これでそのへんが見えるか見えないかの話なんですけれども、水際の危険、そして今現在、由利本荘市では、一応掲示板とかコミュニティセンターとか市役所内とか、そういうところに、掲示板にこういうものが揚がったとか、何件になったとか、そういうものが掲示される部分もあるかと思うんですけれども、にかほ市としては、行政懇談会で自治会長さんとかそういう話をしているということではございますが、それで果たして市民全員に伝わっているのかということ、そうでもないと思うので、できるだけ人の集まりやすいところ、そして広報とかにある程度掲載をしてですね、そういうものを皆さんに知らせるといったことはないのでしょいか。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） ただいまの質問になりますと、(2)の方に入りますので、そのことでちょっとお答えをさせていただきますが。

現状で十分な対応なのかということについては、現状で十分な対応であるかどうかについては、やはりこれはちゃんと検証していかなければならないと思いますが、先ほどお答えした啓発活動に加えて、これ以降も市ホームページや今月の15日号の広報等によって、市民の皆さんに周知を図っているということはやっております。漂着している船や人を陸上で発見した場合は、速やかに110番で警察署、あるいは118番で海上保安部に通報するように十分な啓発に努めているところではありますけれども、今、議員がおっしゃられたような活動について、もし必要等あればやっていかなければならないと思っています。

詳細については、担当の部課長から、現在の取り組み状況について報告をさせます。

●議長（佐藤元君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） ただいま市長がお答えした取り組みは現在進行中ですが、由利本荘市で行っているような掲示板、あるいはコミュニティセンターに掲示するとか、そういうところも本市としてどうしていくかというところは、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

●議長（佐藤元君） 佐々木議員。

●2番（佐々木孝二君） 大変申しわけございません。(2)と重なってしまいましたけども、今そういうことで(2)の現状で十分な対応なのかについても御答弁をいただきましたけども、あれからもう1年がたつわけなので、その1年が経過してもまだ検討中ということということで、これはやっぱりできるだけ早くやっていただかないと、果たして船だけ来ているのか、人が乗っているのか、人が上陸しているのか、その辺も含めて、やはり水際の危険は早めに対処していかないと、海岸線、やっぱり人も散歩をしていますし、ウォーキングもしています。ランニングもしています。朝早くからそういう方々もいっぱいいるわけですので、できるだけ早めに検討をしながらですね進めていってほしいなと思いますので、お願いいたします。

それでは、2.の方にいきます。広報誌のあり方についてでございます。

市役所と市民の皆さんをつなぐ架け橋として発行している広報誌について、制作担当の現場には日々の献身的な活動に敬意を惜しむものではありません。しかしながら、今年4月1日発行分からの広報については、市民の皆さんから違和感があるとの声が上がっていることも事実でございます。この声をよく聞いてみると、どうやら表紙にあるようでもございました。4月1日発行にリニューアル版として発行し始めたタイトルの「にかほ」がローマ字表記になったものへの違和感が多かったようです。

そこで、他の市広報を私なりに調査をすると、隣の由利本荘市を初め秋田、横手、大仙、大館、北秋田、能代、仙北、鹿角、湯沢の各市広報は、タイトルが全てひらがなで表記してありました。ただし、湯沢市ではサブタイトルのように「コネクト」というタイトルを英字表記してあったと見ました。つまり、広報誌のタイトルに、市の名称をローマ字で表記しているのは、本市だけということになります。他の市と同じことが必ずしも良いとは私も考えませんが、この地区の3町が合併し本市が誕生したときに、その名称をひらがなで「にかほ市」とした経緯を振り返って考えるときに、市民の皆さんの思いが込められたひらがな表記の「にかほ」を本市の広報タイトルに表記する意味は、他の市とは一段違った意味を持つものと私は考えます。そこで、以下について伺います。

(1)市長は、広報のタイトルをどのように感じ、考えているのでしょうか。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、2.の広報誌のあり方、(1)の広報のタイトルについてどのように感じているかということについてお答えをさせていただきます。

市発行の広報については、情報発信の一つのツールとして、カラーページの使い方や紙面構成など、より幅広い年齢の市民から手に取って読んでもらえる広報誌として1日号と15日号に、もっとメリハリをつけるように私から指示しまして、そして今年4月1日からリニューアル版として発行をさせていただきます。

リニューアル版の内容といたしましては、1日号では、フルカラーページを導入し、町の話題を色鮮やかに、そして特集記事などボリュームを増やして紹介しております。

15日号は、これとは逆に、二色刷り、ノンカラーで行政情報をメインとしたお知らせ版的なものとしていただいております。

また、表紙「にかほ」のローマ字表記についても、このリニューアルの一環として私から指示をさせていただきます。

県内の状況については、今、議員がおっしゃられたような調査結果であります。湯沢市がコネクト、平成29年5月号から英語タイトル表紙としているほか、大仙市の「だいせん日和」では、16日号お知らせ版がローマ字表記としている例がございます。

全国に目を向けてみましても、ローマ字表記としている自治体は見受けられる状況でございます。

さて、ローマ字表記としたことによる反響として、市政座談会や電話、メール、意見箱などでひらがな表記がふさわしいと、議員の御質問のような意見が寄せられていることも事実としてあります。一方で、若い世代からは「ファッションナブルである」、「かっこよくなった」という声があるのも事実であります。私としては、別段、奇をてらったものではなく、既成概念にとらわれることのないものの象徴として、すべてのタブーを度外視したものの作成を指示したところでございます。

私としては、今のスタイルが仮に品位・品格に欠けるものでないならば、内容的には、広報誌が刷新されていることも踏まえ、これまでの既成概念を覆すものとして、良いものができたとは思っております。

合併協議においても、ひらがなの「にかほ市」と決定された経緯についても十分承知しておりますが、より幅広い年代の多くの市民に目を通して読んでいただける広報誌をとの思いは変わりませんので、本市における広報誌のローマ字表記については、もう少しの期間はそのまま続けたいと思っております。しかしながら、そうした中で頂戴するさまざまな御意見を全く無視するつもりはございません。私がおの後の対応について判断をしていきたいと思っておりますが、朝令暮改とならないようにも気をつけながら頑張っていきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 2番佐々木孝二議員。

●2番（佐々木孝二君） (2)の表記変更を検討することがあるのかという部分にも、もう重なってしまいましたので、私とすれば、やっぱり市民の一言一言がやっぱり我々に伝わってくるわけですので、できれば、やはり皆さんの意思も尊重しなければならないとそういうところもありますので、できるだけ早めに御決断をいただきたいと、市民の皆さんも首を長くして、いつ変わるんだろうと思っている部分もあるかと思っておりますので、その辺を含めて早めのご返答をいただければと思っております。

大分短くなりましたけれども、私の一般質問を終わらせていただきます。

●議長（佐藤元君） これで2番佐々木孝二議員の一般質問を終わります。

次に12番佐々木正勝議員の一般質問を許します。

【12番（佐々木正勝君）登壇】

●12番（佐々木正勝君） おはようございます。12番佐々木正勝、通告に従って質問を進めさせてい

たきます。

まず、1. 病児・病後児保育についてです。

にかほ市子ども・子育て支援事業計画では、策定前に住民ニーズを把握し、基礎資料を得ることを目的に、アンケート調査を実施しています。その中に病児・病後児保育施設の利用意向もあり、その結果では「利用したいと思わない」が58.8%で、その理由も私としては知りたいところですが、「利用したい」は39.6%でした。利用したい人が39.6%もいることを重要視して、私はこの病児・病後児保育施設の設置を進めるべきと思います。

9月定例会市政報告では、病後児対応型保育事業の来年度からの実施に向けて進めている旨の報告がありました。病気の子どもの預かるための支援策の整備も重要な事業で、人口減少対策には子育て世帯への支援事業が大きな要素を占めていると思います。病気の乳幼児を預かる事業として、子育てと就労の両立支援の一環としても早期の開始を期待し、以下の項目について質問します。

(1)にかほ市子ども・子育て支援事業計画の中に病児・病後児保育の取り組みの方向性があるが、にかほ市の病児・病後児保育の今後のあり方及び推進方法について、どのように考えているか伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、佐々木正勝議員への御質問にお答えしたいと思います。

(1)にかほ市病児・病後児保育の今後のあり方及び推進方法について、どのように考えているかについてお答えをさせていただきます。

子どもが病気の際には、保護者が周囲に気兼ねなく休暇が取れ、面倒を見ることができるのが望ましい姿ではあります。そのような状況を生み出すための労働環境の改善とともに、病児・病後児への支援対策の整備も必要なことと考えております。しかしながら、現状では、進む核家族化や近年の就労形態の多様化などに対応できる十分な支援体制が整っていないのが現状であります。

病児・病後児保育は、子育て世代が安心して働き続けることができるための重要な支援策と考えております。ニーズの把握に努めながら、利用しやすい制度となるよう検討をさせていただいております。

●議長（佐藤元君） 佐々木議員。

●12番（佐々木正勝君） それでは、再質問いたします。

病児・病後児保育を利用したいと望んでいる子育て世帯のすべてが利用できる環境があるというのが本来あるべき姿だと思いますが、来年度から実施される病後児対応施設は1施設です。にかほ市3地区の中で利用したい子育て世帯が、立地を理由に利用ができない、しづらいということが発生することも考えられます。当初計画、平成23年から8年目で、ようやく1施設の実現という形になったわけですが、年月で当然施設設置の難しさは分かりますが、今後の状況次第では、病後児対応施設を他地区にも増やす考えがあるか伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 確かに病児・病後児、特に病児保育について、かねてよりその施設の必要性については議会においても議論が交わされてきました。しかしながら、看護師の確保、場所の確保な



どにおいて、なかなか算段がつかずに今まで延び延びになっているということも事実として明らかになっております。

ですが、来年度において1ヵ所、まず設置できるということについて、それを協力してくれる事業所があるということについて、非常に私も心強く思っております。

以後、この地域、その1ヵ所以外でも、今、議員がおっしゃられるように3地区の市民の皆さんが、あるいは子どもたちが、平等に久しく利用できるような体制づくりというのは必要なんだろうとは思っておりますが、それが簡単にできるかどうかということについては、また別問題だと思っております。詳細につきましては担当の部課長にお答えをさせますのでよろしく申し上げます。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） それでは、病後児保育の今後の拡充というようなところでございますが、これまで検討してきた中で設置まで時間がかかっているというところにつきましては、前回の9月の議会で補正を挙げ、現在、にかほ保育園におきまして整備を進めているところでございますが、その設置に至るまでにかほ市といたしましては、実施に当たり、当初、病後児だけではなく病児保育もあわせて検討して行ってきたところではあります。利用にあわせて看護師の確保や保育士の常駐等の課題というものがなかなか解決できずにいたものであります。先ほど市長もお話されましたが、協力していただいている施設といったものがあって初めて実現するものでもございますので、今後もそのような保護者らの声を聞きながら検討をしてまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 再質問いたします。

人口減少や少子化等の進行により、入園児数の減少化が予想されております。原因に対し、保育士、看護師等に余剰が出てくる、そういうことも推測されます。保育施設では、空き室が当然出てくるでしょう。そこで提案ですが、空き室の利活用として病後児対応型を設け、それに看護師、保育士等の余剰も解消されると、病後児保育を望む保護者の安心につながり、保育事業の充実化につながると思っておりますが、そういった考えはお持ちでしょうか。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 議員がおっしゃるように少子化になっておりますので、この傾向は避けられませんので、子どもの数が減って、各施設において各部屋が余ってくる、余剰の空間が出てくるということは、確かに多分に考えられることだと思います。

その反面といたしまして、余剰人員が出てくるのではないかというふうにおっしゃられますが、なかなか看護師の方々を確保するというのは、どこの事業所も非常に難しい、至難の業だと。保育士の数も、実は多いようでいて少ない。リタイヤ、要するに今その現時点でやめられている方々にそれなりにやはり理由があって、なかなか応募をしても来ないという、応募に乗ってこないというのがあります。確かに数字上では、今おっしゃられるような算用ができますけれども、実態と少しその部分がかげ離れていますし、私どもも行政が各施設に対してそれを強く、お願いはできますけれども、そうしてくれと、そうしなさいということではできませんので、やはり事業所側の協力の意思、体制がなければならぬと思っております。

しかしながら、今、議員がおっしゃられることについては、全くもって検討外れな話ではありません。その内容については、十分にこちらとしても検討すべき事項だと思いますので、それについてはこちらの方としても検討はさせていただきますが、再度申し上げますけれども、簡単な話ではないということだけは御理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 私も簡単な話ではないというふうに考えております。しかし、やっぱり病児・病後児型の充実化というのは、これから求められる事業だと私は思っております。子育てと就労の両立支援、これは評価となります。利用者の満足と安心につながる、そういう事業だと私は思っておりますので、ぜひ今後検討を進めていただいて、実現できればなというふうに思います。

次の質問に移ります。

(2)病児・病後児保育には、病児対応型と病後児対応型、そして現在実施している体調不良型があるが、にかほ市では当初より病後児対応型で進めています。どのような経緯で病後児対応型に決定したか、また、病児対応型については考えていないか伺います——と通告しましたが、先ほどの答弁で病児対応型も最初議論して検討していたということですので、経緯だけ少し伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、今、前段の方で大分、今、議員おっしゃられるように内容については省略させていただきたいと思いますが、では、経緯ということについてお話をさせていただきたいと思います。

病後児対応型に決定した経緯についてですが、病児対応型の場合です。病児対応型の場合は、秋田県では、原則として病院等医療機関、医療施設内での開設という基準があります。回復期に至らない場合の子どもは、感染症など病気の種類ごとに隔離するなどの配慮が必要とされております。

あわせて、平成25年に行ったアンケート結果ですが、病児・病後児保育施設の利用意向について、「利用したいとは思わない」、理由としては「他人に看てもらうのは不安」という回答、これが33.8%です。「親が仕事を休んで対応する」が32.7%、子どもが大変なときには、親が自ら看病したいと考えている方が多いんだということが分かります。

このようなことから、感染症等であれば完治まで約5日間かかります。数日経過し、回復期と診断された子どもを安心して預けることのできる施設ということで病後児型を選択して協議してまいったということでございます。

病児対応型について、じゃあ考えてこなかったかということについてですけれども、先ほど言いましたように子どもが大変なときは自分たちで看病したいという考え方があったとしても、仕事やさまざまな事情でどうしても都合がつかない場合があるということもあります。そうした場合、現段階では、先ほどの県の基準もあります。秋田市の病院で病児保育を実施しているくらいしかありません。にかほ市での開設については、病室の確保などさまざまな課題があります。今後の病後児保育の利用状況も見なければならぬと思っております。そういうこともありまして、なかなか進まない、難しいだろうというのが私どもの結論であるということでもあります。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 来年度から実施する病後児対応型保育、その利用状況調査と市内全ての保育園、認定こども園の保護者を対象に、病児対応型保育施設の利用意向調査を行うことを私は希望し、次の質問に移ります。

(3)にかほ市子ども・子育て支援事業計画の中では、年間10人となっていますが、①10人の根拠は。②4月1日からの開設時の月当たりの受入見込みは何人か。③今後、拡大等については考えているか、以上3点についてお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (3)については、担当の部課長よりお答えさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） それでは、(3)の①にかほ市子ども・子育て支援事業計画の中で、年間10人となっている根拠についてお答えいたします。

病後児保育事業の運営に関しましては、事業費に対して国・県から3分の2の交付金がございます。交付金の基準の中には、開設1ヵ所当たりの基本分と年間延べ利用人数に応じた加算額が設けられており、加算額の基準は10人以上50人未満から段階的に設定されております。

病後児保育事業につきましては、新たな取り組みであることや病気の罹患等の予想は非常に難しいことから、計画では交付金の加算対象となる最初の人数の10人としているものでございます。

②の4月1日からの開設時の月当たりの受入見込みは何人かについてですが、季節による増減はあると思いますが、来年4月から実施を予定している当初の計画書では、月平均2名の利用を見込んでいるところでございます。

③の今後の拡大等について考えているかにつきましては、来年度の病後児保育開設後の運用状況や利用者からの意見等を参考にし、今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 再質問いたします。②でお答えいただきました月当たり2名ですか、その2名という根拠は、需要調査か何かに基づいて出してきた数値ということでしょうか。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） 計画の利用見込みの人数の根拠というところでございますが、実施する保育園の利用の見込み、調査による見込みではございませんが、月当たり2名程度の利用が見込まれるということの計画ということです。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 平成29年3月2日の会派代表質問の答弁で、年間でどのくらい需要があるのか、最低三つの部屋も必要、看護師・保育士の常駐も必要で、やはり経費的にもかかります。ですから、どのくらいの需要があるのか、そうしたことを踏まえながらある程度需要があれば、空き施設の利用も考えながら病後児対応型の施設を検討していきたいと、前市長が述べています。それで再質問いたしました。市のトップが需要を踏まえて検討すると答弁しているのに、今の答弁では、その需要

をもとにした数字ではないというふうにお答えありましたけども、何をもとにして設定したかというのは、今後の利用する世帯の数にきいてくると私は思います。月2名、そうした場合に、その設定した人数よりも多い場合は、そこに行けない世帯が出てくるということなんですね。ですから、そういったことの利用者の意向を把握した上で、定員及び利用者数を、一応推定のもとに決めていくというのが私は流れだと思いますけども、その辺のところ、少し足りなかったんじゃないかなというふうに思います。

新規事業の実現可能性がどの程度かを事前に調査するフィージビリティスタディというのがあります。需要調査を行い、規模、予算、採算性を検証し、事業化の意思決定の参考にします。今回の病後児保育事業化前に、需要調査による利用幼児予測検証は必要だったと私は思います。先ほども言いましたように、利用したいのに定員オーバーで利用できない世帯が出てくる、これはやっぱり懸念事項として私先ほど質問させていただきました。

それでは、次の質問に移ります。

## 2. 危険とみなされる空き家対策について。

9月市政報告で空き家等の実態調査報告がありました。29年度中に調査報告を受けた内容をもとに現地確認し、市全域で451件の空き家の実態を確認したとのことでした。そのうち、危険とみなされるものが67件あり、14.8%を危険とみなされるものが占めていました。前回の25年の調査で、空き家数414件うち、危険とみなされるものが77件で18.6%占めていた結果と比較すれば、危険とみなされるものの絶対数及び占有率も改善されており、担当者の取り組み効果として評価できるものと思います。

しかし、先行きに関しては懸念点もあります。67件もの危険とみなされるものが、まだあるということと、危険とみなされるものの中には、所有者が行方不明、相続放棄といった事情で交渉が停滞している状態のものがあるということ、そして、現実に倒壊寸前の空き家、外壁材の飛散、樹木の隣家へのはみ出し等で不安を抱えている住民がいるということです。危険空き家等の不安解消に向けスピーディーな対応が望まれています。そこで以下の項目について質問いたします。

(1)危険空き家等とみなされるものが67件も実在することに対し、どのように受け止めているか、お伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、2.の質問の(1)危険空き家等とみなされるものが67件も実現することに対して、どのように受け止めているかとの御質問にお答えをさせていただきます。

平成25年度の調査において、空き家戸数は414戸、うち危険とみなされる空き家は77戸ありましたが、これまでに所有者等に対し適正管理を促し、解体・修繕につながったことによって37戸減となりました。そういった解体、あるいは修繕等により適正管理された情報をもとに、平成29年度末での空き家戸数は390戸、うち危険とみなされる空き家は40戸と推定したところでございます。

このたび平成29年度に新たに空き家実態調査を実施したところ、空き家戸数451戸、うち危険とみなされる空き家67戸と、空き家の総数、危険とみなされる空き家戸数とともに推定戸数よりも増加しております。

空き家の戸数の増加については、全国的な傾向ではありますが、人口減少や核家族化、少子高齢化が進んでいる本市においては、今後も空き家は増え続けていくものと推測をしております。

また、危険とみなされる空き家については、前回調査時と比較すると戸数で10戸の減、割合では18.6%から14.9%と若干ではありますが改善が見られております。それはやはり所有者等へ適正管理について、粘り強く助言、指導してきたことが効果としてあらわれているものと思っております。

市といたしましては、存在する67戸の危険とみなされる空き家につきまして、所有者調査を実施後、これまで同様に所有者等に適正管理を促すのはもとより、今後新たに危険とみなされる空き家の発生を防ぐため、予防対策が重要であると考えております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 再質問いたします。

ただいまの答弁でも出ましたけれども、人口と世帯数の減少が進む中で空き家数はまだまだ増加しているというような答弁がありました。平成25年度調査の危険空き家が平成29年度調査では、減ってはいるものの危険空き家の予備軍が増えていることは実際あります。平成25年度調査時の危険空き家が今年3月末時点で37件改善されております。これも先ほどの答弁で出ました。計算上での空き家は377件まで減ったこととなります。が、平成29年度調査時の空き家は451件となり、約5年で74件新たに空き家になったこととなります。核家族化の進展により、親は親の家に、子は子の家にという構図が当たり前になってきています。高齢者世帯の増加となり、空き家増加の一因になっているとも考えられます。市として空き家対策は重要な課題と位置づけ、危険空き家の減少化への改善計画と年度ごとの改善目標を立て、最終的には適切な判断に結びつくよう進めることが求められると私は思います。危険空き家の具体的減少化策は、どのように考えているかお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 今の再質問にお答えをさせていただきます。

具体的な空き家対策の方策についてはどのように考えているかということについてなんですが、確かに正直なところ、にかほ市のみならず全国的にも手詰まり感があるのは事実だと思います。それは一つには、やはり日本の住宅事情というものもあるだろうと。先ほど議員がおっしゃられるように、核家族化が進み、日本人はどちらかというとな新築神話というのがありまして、中古住宅に対する需要が極めて低いと。それは税制面の問題もあるのだと思います。決して地方だけの問題ではありません。そういうことも考えたときに、じゃあ私ども自治体で何ができるのかということになりますと、やはり一つは啓発活動であるというふうに思っております。なかなか私的財産に対する公権力というものの介入というのは非常に難しいという、その民法上の問題も含めて、なかなかこの手詰まり感を具体的に、劇的に解決させる方法はないというのが私は実態かなと思っておりますが、そうも言ってもらえないことがあります。そうなりますと、やはりディベロッパーの皆さんに対しての話し合いも必要になってくると思いますし、私の方も空き家に対する関与の仕方についても、もう少し検討、深く検討する必要があるものと思います。ただいまのような啓発活動だけで足りない部分があるとすれば、その内容は何かかというのをもう少し内部検討をする時間が必要かと思えます。

何か詳細な答えがあれば、お答えができることがあれば担当の部課長からもお答えさせます。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） 現在行っております事業について御説明したいと思います。

現在、市では空き家の予防対策として行っている事業につきましては、先ほど市長がお答えいたしました中にありますように、空き家の適正管理についての周知、啓発ということで、固定資産税の納付書へ同封し、啓発しているところでございます。

そのほかに実際に空き家の解体に当たりまして、解体の費用の貸付金制度や解体に要する費用の助成金の制度も実施はしておりますが、所得の制限等の要件もあるところであります。

そのほか、空き家情報バンク制度というものも実施しているところでございます。

現在、実施している施策につきましては、以上でございます。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今、市ではいろいろそういった施策に取り組んでいることから、まずは少しほっとしているところではありますが、空き家対策に対しては、全国で今、空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月施行されております。それによっていろいろ今までそれ以前に所有者が不明とか、いろいろ調査するにもしづらかったというのが、その特措法が施行されてからは進んでいるというふうに私は確認しております。

また、市においては、にかほ市空き家等対策計画ができていますね、平成29年3月に。市は、この計画書に基づいて空き家を減少化させるという計画で今進めているのも私確認しております。ただ、この今言った特措法とにかほ市の空き家対策計画の中でいくと、少し前へ進まないちょっとした課題を私は感じております。それは何かというと、所有者死亡や管理者不明や相続放棄等で管理者を確認できないときの対応、対処なんです。それが、にかほ市の空き家等対策計画には載ってないんです。こういった事例の場合は、じゃあどうするかというのが(3)で質問いたしますので、次の質問に移ります。

(2)倒壊寸前の空き家や外壁材の飛散等の住民情報に、どのように対応し、対処していく考えなのかお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (2)、(3)、(4)については、担当の部課長の方でお答えさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） それでは、(2)の倒壊寸前の空き家や外壁材の飛散等の住民情報にどのように対応し、対処していく考えなのかについてお答えいたします。

市では、連絡や相談等のあった住民情報に対し、現地確認を行った上で所有者等を調査し、調査により把握した所有者等に対しては、直接連絡、あるいは文書送付などにより現状を伝え、適正管理等の措置をとるよう助言、指導を行い、対応していただいております。

なかなか改善されない空き家等の場合であっても、個人の財産であるため、所有者等がその責任のもとに適正に管理すべきものであることから、引き続き粘り強く助言、指導を行ってまいります。

また、市では、市民へ危険が及ぶことを防止するために、市による緊急措置や危険回避の実施が必要と判断した場合、原因となっている空き家等に必要な措置を実施しておりますが、市が行う措置と

いうのは、空き家の修繕や解体を前提としたものではなく、暴風等により不特定多数の市民に危険が及ぶ恐れを回避するための緊急措置として、危険排除のための飛散防止の固定を行うなど必要最小限の範囲で行うものでございます。

今後の倒壊や飛散等の恐れのある危険空き家等の対応につきましては、今までと同様に所有者等に対し適正管理や注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 再質問いたします。

今の答弁された内容というのは、ほとんどにかほ市空き家等対策計画、平成29年3月策定されたものに載っています。そこに掲げているところが今の答弁だというふうに私受け止めました。

その空き家対策計画の中に基本的な視点のページ、6ページの②ということで、地域住民との連携により取り組みを推進しますとあります。また、ページ13には、関係団体との連携、③には自治会からの空き家等に関する情報などに注意を払い、問題解決に努め、特定空き家等に該当していない倒壊状態にある危険空き家等に関する情報を、自治会から提供を受けることによって迅速な対応を図るとあります。迅速な対応を図るとあります。現状はどうでしょう。例を挙げますと、空き家対策計画の1ページの倒壊寸前の写真、皆様ご覧になったことありますか。あの写真よりまだひどい倒壊寸前の危険空き家が平沢自治会域にはかなり前からあります。当該自治会長3代にわたって市側に問題解決に向けた情報を伝えています。それが未だに解決には至っていない状況です。いろいろ市では努力されているというのは分かります。でも、地域住民が困っているというのも私、一応この耳で確認してきました。聞いてきました。そういった声を、迅速な対応を図ると計画書に載っているにもかかわらず進まない、これどういうことでしょうかね。計画というのは、こういった問題を解決するために、そこにいろいろな策を講じて作っているというふうに私は考えますが、今現状、進んでないんですよ。こういう事例は、金浦にもあると聞いています。こういったことを皆さん、自分の隣家がそういった状況であればどのように考えますでしょうかね。その隣家の周りの土地は、今、家を建てたいというふうに思っている人が、これがあるために建てられない。その向かいは売り出ししているんですけども、誰も買う人がいない、そういった事態になっているんです、今。そういった事態の危険空き家、これはやっぱり空き家対策計画書と内容と実情がかみ合っていないと私は思います。今、私が述べたこういった事例に対して、今後どういう対応、対処するか伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 議員のおっしゃることについては、十分理解できます。しかしながら、市内全域にわたり、このような空き家が増えてきていることも事実です。それについて全てすべからず解体までもっていけるのかということ、そこは多分に厳しいところがあると思います。

おっしゃることも十分に把握はしております。先ほど、ちょっと言葉としてはあまり適切ではなかったとは思いますが、手詰まり感というところは、やはりそこら辺からも見えてくるんだと思います。しかしながら、やはり危険度の度合い、同じ危険家屋といっても一律では私はないと思っています。やはり市民生活のみならず、市民の生命や財産にまで危険を及ぼすようなものから、まずは対処していかないといけないと思って、その部分については、指示はさせていただいております。しかしなが

ら、全ての案件に対してすべからず行政が財政を投入してまでやることはできないというのが現状だと私は思います。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今の答弁に再質問いたします。

にかほ市には空き家等対策検討委員会、また、対策協議会があります。こういった委員会、協議会というのは、危険空き家を減少させる、改善させていく、そういうための組織だと私は思っております。今、私が事例で述べたそういった倒壊寸前の空き家、もうこれはこういった委員会、協議会で議論されているべきだと私は思います。そういった答弁がまだ返ってきていないということは、それが実際行われているかどうか私は分かりませんが、こういった中で議論があつてしかるべきと私は思いますが、これに対していかがでしょうか。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） ただいまご質問にありました空き家対策協議会での議論というようなどころでございますが、本年開催しております空き家対策協議会におきまして、所有者が不明な空き家、危険とみなされる空き家の処置につきまして協議をしているところでございます。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今の答弁で協議会、協議が進められているということでしたので、それはぜひ進めていただいでですね、最終まではいかなくても、やはり市としての方向策はそこで見出していだいで、ぜひ前に進めていただきたいと思ひます。

それでは、次の質問に移ります。

(3)所有者死亡・管理者不明や相続放棄等で管理者を確認できない場合の対処方法を考へているか伺ひます。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） それでは(3)の御質問についてお答ひいたします。

所有者等が死亡、または不明な場合につきましては、法及び条例に基づきまして所有者等の特定のたひめの調査を尽くしまして、相続人など空き家等の管理を行う義務者等の特定に努め、適正管理を促していきたくと考へております。

また、調査を尽くしても所有者や義務者等の特定に至らない場合には、家庭裁判所へ財産管理制度活用の適否の検討や最終的な措置となる略式代執行も視野に入れながら、法令等に基づき関係機関などと連携を図りながら取り組んでまいりたいと考へております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 再質問いたします。

今の答弁で前向きに進めていくということが確認できました。

そこでですね、平成27年3月のS議員の質問があります。「危険と思われれる旧旅館に対する何らかの対策は」の質問に対して、当局の答弁があります。「現状では無理があると思へている。こちらの申し入れする責任者、要するに責任を持てる方がいない」という状況です。「いろんな手続を進める中で相手がおひりませんので難しい」とあります。「管理者不明の場合の危険空き家に対しては、市とし



てはどうすることもできない」というのが答弁の内容でした。今の答弁でいくと、管理者不明等でも前向きに対処できると、今、私が言ったその事例に対しても、何らかの進行はあり得るといふうに受け止めてよろしいでしょうか。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） ただいまの御質問についてですが、管理者が不在の場合につきましても、死亡により相続する方が全くいない場合、あるいは相続等を行う者がいても連絡のつかない場合等、不在という中でもさまざまなケースがございます。そうした中で先ほど申しました財産管理人の選任が適当なものかそうでないのかといったところの検討というものも必要でございます。

また、特定空き家等になったときの法の措置を行う、協議する相手というものも特定に至らない場合の手順というものもございます。そうしたことを踏まえ、一つ一つの課題を解決しながらどういった法的な措置を行っていくことができるのかということを検討しているという状況でございます。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今の答弁に再質問いたします。

いろいろ検討をしている中でですね、私はぜひ他県の事例も一応調査していただければなと思います。私がこれから述べるのは他県の事例ですけれども、今年7月、所有者不在の危険空き家の行政代執行で被木造地下1階つき3階建て旧旅館の解体を行った旨の情報が当該市のホームページにあります。市が外壁の修繕や落下防止工事などそういった事務管理を行ってきたが、通学路に面していること、近隣は家屋密集していること等から外壁落下、または鉄骨の腐食による倒壊の危険性が非常に高いため、行政代執行を行いました。解体費用は、所有者や相続人が不明なため、国の社会資本整備総合交付金を活用した内容でした。危険空き家の対処判断は、非常に難しいと私は思います。時間はかかると思います。ただ、その危険空き家は、その時間の経過とともに危険度がますます増してくるというのが、私は考えどころかなというふうに思います。そういったのを踏まえれば、いつかは最終判断をするときがくると思います。こういった他県の事例、この事例を今、私説明した中で、どのように受け止めますか。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） 今、議員がおっしゃった他県の事例というのを、私たちの方でも確認しているところでございます。ただ、最終的な略式代執行等に進むまでには、やはり先ほど説明しましたように、財産管理人制度の適用ができるのかどうか、そしてまた、実際に解体等を進めるに当たっては、多額の費用がかかるということもあり、国の補助事業等の交付も行っていているところでございます。そうしたところで、できるだけ早くそういった解決に向けた協議、検討というものを行っていきたいというふうに考えているところであります。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） ぜひ前向きに進めていただければと思います。

それで、今、費用の件出ましたが、費用の中の中で、これもいろいろ調べたらですね、いろいろ参考になる事案がありますので、私これから述べさせていただきます。

費用の回収方法をマニュアル化したものが国土交通省の先駆的空き家対策モデル事業に採択された

所有者不明等の空き家の解消に向けた財産管理人制度活用モデル事業として、川口市と弁護士が連携して取り組み、財産管理人制度等を活用して所有者不明等の空き家の解消方策を探り、その法的手続の手順等について取りまとめたものがあります。略式代執行と財産管理人制度を活用する解説をまとめたマニュアルです。空き家対策に尽力されている自治体担当の方々の一助になればというふうにまとめてあります。ぜひ参考にいただければと思います。

では、次の質問に移ります。

(4)所有者等に適正管理の措置をとるよう促し、修繕・解体を行って33戸の減少実績がありますが、所有者等の経済的理由で修繕や解体が困難等の問題が発生した場合の対処方法を考えているか伺います。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） それでは、(4)の御質問にお答えいたします。

繰り返しになりますが、そのような状況下の空き家であっても、やはり個人の財産でございます。所有者等がその責任のもとに適正に管理すべきものであることから、さまざまな理由があるにせよ、市といたしましては、今後も所有者等に適正管理を促してまいりたいと思います。

しかしながら、御質問にありますように経済的理由で解体に至らないケースというのもございます。現在、市が行っている、先ほどの質問でお答えしましたとおり、空き家解体に必要な資金の貸付や補助金の助成制度の案内や、応急処置の改善策の助言等を行いながら、適正管理を行うよう今後も粘り強く助言、指導、そして注意喚起等対応してまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 一応担当部門では、いろいろ細かいところまで配慮しながら一生懸命やっているというのは、今回の質問で私理解いたしました。

ただ、今現在そういった危険空き家等の地域住民、隣家等の住民は、まだ不安を抱えている人がいるということなんです。今回、私がここで問題視して質問させていただいたのは、そういった方々の声在这里で反映されて、少しでも前に進む、そういった願いを込めて私は質問いたしました。行政の立場としても、これは難しいというのは私分かります。ただ、今一番必要なのは、そういった行政と地域住民との連携なんです。コミュニケーション。今いろいろやっているのが、じゃあ今、地域住民がどれほど理解しているか、それを伝える手段、手だてが今まで少し足りなかったのかなというふうに私思います。ですので、そういった対象の地域に対して、今、当局ではこういった形で検討しています、こういった形で進んでいます。できれば、いつぐらいまではここまで到達させるように頑張っていきます、そういった声を、そういった地域住民に伝えるということは、私一番大事だと思います。今、地域住民が何を言っているかということ、「何回も言ってるけども何も返答がない、あと言うのも疲れたよ」という声が聞こえてくるんです。実際、ですので、行政、一生懸命頑張っているのに、地域住民がそういうふうを受け止めるというのが残念なんで、とにかく今やっていることを伝える、そういうことを少し努力していただければと私思います。

これで質問を終わります。

●議長（佐藤元君） これで12番佐々木正勝議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開を11時35分といたします。

午前11時24分 休 憩

午前11時35分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に7番森鉄也議員の一般質問を許します。

【7番（森鉄也君）登壇】

●7番（森鉄也君） それでは、私、大きく分けて3点ほど通告しております。

1.の質問に入らせていただきます。都市計画事業の進行管理についてでございます。

第2次にかほ市総合発展計画の2017年から2021年における前期基本計画における基本方針「快適に暮らせるまち」の重点目標「交通ネットワーク」、その主要施策として「身近な道路整備」4項目が挙げられております。その中で鉄道で分断されている市街地の一体化、駅利用者の利便性を図るため、象潟駅の東西を結ぶ東西連絡路の設置が必要であるとしています。

また、長期的視点に立ったまちづくりの目標や将来像の実現に向けた基本的な方針を定めた、平成21年3月策定のかほ市都市計画マスタープランにおいても、都市施設整備方針の先導的事業として鉄道駅の結節機能強化——東西自由通路の整備や駅前広場の機能拡充などがございますが、これらを図るとされているところであります。

平成18年に東西連絡路の整備を目的に、象潟駅東側の工場跡地を購入して以来、進展していない状況であり、これまでも整備時期などについてたびたび一般質問があったと承知しております。市の答弁としては、国の交付金活用などによる有利な事業を、慎重に見きわめながら、具体的に取り組むにはまだ時間がかかるのではないかとのことのように思っています。

象潟駅前周辺西側の状況を見ますと、空き地も多く、かつてのにぎわいも薄れ、活気が感じられないと思うのは私だけでしょうか。

一方、象潟駅の線路を挟んだ東側は、住宅の増加とともに商業施設、医療、そして民間による福祉エリアとしての整備なども進め、コンパクトシティ化が図られようとしております。

このような状況から、駅の東側、西側を市街地の形成、また、活性化という観点で見ますと、大きな格差が生じているのではないのでしょうか。この東西の地域の一体化を図り、駅周辺における都市機能を備えた一体的なにぎわいのあるまちづくりを進める必要があると考えます。

合併時の「新市まちづくり計画」にも掲げられており、第2次総合発展計画の前期基本計画における「身近な道路整備」の主要な施策と位置づけられているものと理解をしております。以下について質問いたします。

実施に向けての課題があるとすれば、どんなことが挙げられるのでしょうか。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、森議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

(1)実施に向けての課題についてということですが、多分に議員も認識はいただいているかと思えます。象潟駅東西連絡通路の必要性については、地域の人たちからの要望であることも十分に認識しております。

しかしながら、これまでと同様の答弁になりますけれども、やはり莫大なお金がかかります。当然のことながら社会資本整備事業としてやるという方向もありますが、それでもなお一般財源を、持ち出しを考えた場合、財源のことを考えた場合にですね、事業実施に当たって何を優先的に計画的に進めていかなきゃいけないのか、やはり優先順位のことも考えたときに、どうしてもそれが頭に上がってくる、前に出てくるということは、ちょっと考えにくいというのが私の今の認識であります。

●議長（佐藤元君） 森議員。

●7番（森鉄也君） 財政上の課題が非常に重くのしかかっているということは、十分承知しております。

都市計画マスタープランは、おおむね20年後を見通した長期的な視点に立つ都市計画の基本的な方針であります。象潟駅東西自由通路連絡路については、既に計画の整備時期である計画期間の中期、平成26年から平成30年を迎えまして最終年度となっております。J Rとの協議が前提であるとは思いますが、今年3月策定の2018年から2020年度の事業実施計画には、2018年度でJ R東日本との協議に臨むと明記されているところであります。平成24年11月にJ Rに出向き、工程スケジュールや概算費用など事前調査を行い、下協議から基本協定締結、設計・施工、協定締結、そして工事期間を含めると4年程度の期間がかかり、費用面では東西自由通路橋上式両側エレベーター、約4億5,000万円、駅舎改築2億3,000万円、ほか広場等工事1億円、設計費用1億円など、当時の試算で10億円ほどのこととございました。その後、J Rとの協議は行われているのか伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） ただいまの再質問に対する答弁は、部課長の方でお答えします。

●議長（佐藤元君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） その後、J Rとの協議は行いましたかという御質問でございますけれども、この件につきまして平成28年6月の一般質問で他の市議会議員の一般質問に答弁した後は、J Rとの協議は行ってございません。

●議長（佐藤元君） 森議員。

●7番（森鉄也君） 承知いたしました。

それでは、次の(2)の質問に移ります。

今後、課題に対する対応も含めて、どのように取り組んでいかれるのか伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 今後の取り組みについてですけれども、第2次にかほ市総合発展計画の主要施策であります先ほど来議員が述べられております身近な道路整備の中で象潟東西連絡通路のほかにはですね、旧町間を結ぶ幹線道路の整備というのもあります。

私なりに今、優先順位について述べさせていただきますと、象潟大竹線及び前川象潟2号線の整備、これがやはりにかほ市を縦断する、縦に縦断する幹線道路としては最終的に必要だろうと。その後、横軸の象潟大竹線もやはり必要だろうというふうには思われます。そう考えますと、象潟駅の東西連絡通路の事業化については、やはりこれを事業にもっていくには、まだ時期的に尚早であるというふうに思っているというのが現段階でありますので、まだ検討段階から抜け切れないところにあるというふうに御理解いただきたいと思います。

何かありますれば、担当の部課長からお答えいたします。

●議長（佐藤元君） 部長、何かありますか。部長。

●農林水産建設部長（土門保君） ただいま市長が申し上げましたとおり、旧町間を結ぶ幹線道路の整備、こちらを優先して整備を行ってまいりたいと考えてございます。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） 市長がおっしゃられたように優先順位としては、上位にはできないということでもございました。ただ、平成28年6月の一般質問に横山前市長がTDK象潟工場跡地の活用も含めて駅東側一体が利便性の高いコンパクトな区域が形成される可能性もあって、駅周辺の住民の避難場所として避難タワーの機能も兼ね備えた連絡通路ができるかもあわせて検討したいと、このように答弁してございます。駅の東西周辺付近には、津波に対する避難場所となるものがなく、そしてまた、駅西側から向山方面の高台へ徒歩で避難するにも、南北の踏切間、約700メートルの間には鉄道を横断できないことから、この象潟駅東西自由連絡路があれば、災害時の重要な避難場所、あるいは避難路にもなるものと考えます。防災上の機能も兼ね備えた施設として、ぜひとも整備は必要であると考えますが、再度市長のお考えを伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 確かに議員のおっしゃるとおり象潟駅前周辺には高台がないということもあります。象潟駅停車場線を境に、北は象潟小学校、南は大揚踏切を渡って山側、東方向へ避難誘導することになるということを行っているんだと思います。

象潟駅東西道路を建設することによって東側への避難時間は短縮されますので、そこら辺についてはやはり防災部局と検討はしていかなければいけないと思いますが、この方法による、要するに連絡通路の方法によるものがあるのか、別の考え方もっていくべきなのかについては、少し分けて検討してみたいと思います。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） 防災上の必要な施設というものについては、市長もこれから防災部局と検討するというところでございます。これまで御答弁いただきました自由連絡路につきましては、整備方針の決定から完成まで相当の年月を要するものでございます。今後のまちづくり事業推進に当たっては、新市まちづくり計画に掲げながら、まだ積み残しのものも多くございます。まちづくりを進めていく中で一定の継続性、安定性が要請されますが、時代背景、あるいは社会経済情勢の変化にも適切に対応して、ときには計画や実施時期の見直しも必要であるとは思いますが、市川市長が目指すまちづくりを進めるために、まずは優先して取り組む事業を計画的に着実に実施できますよう、指針となる中長期

の実施計画、あるいは財政計画にしっかり示して、今後のまちづくりに取り組むべきと考えますが、市長のお考えを伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 議員がおっしゃるとおり、私のまちづくりに対する基本的な方針については、この1年間を通じて来期の実施計画の中に多分に盛り込んでいきたいと思っております。そこら辺の中で、どのような方向でその地域地域、旧町間のまちのあり方を構成していきたいのかということも見ていただけるものというふうには思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

昼食に入りたいと思ひますので、再開を午後1時といたします。

午前11時49分 休 憩

午後 0時57分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。7番森鉄也議員。

●7番（森鉄也君） それでは、午前中に引き続きまして、2.の質問に入らせていただきます。幼・保の無償化ということで、幼児教育、そして保育、これを含めて幼・保の無償化ということで表現してございますので、よろしくお願ひします。幼・保無償化に向けた市の対応についてでございます。

子育て支援の拡充については、私、6月定例議会で一般質問をさせていただきます。市長からは、国の方針が分かり次第、市独自の軽減策がとれるか検討したい。さらに、支援制度の拡充により先にやるべきことをやってから、さらに拡充が必要と考えたときには、それに取り組むたいとの御答弁をいただいたところでございます。

2019年度予算の編成時期となりまして、来年10月からの消費税増税にあわせて、国による幼・保無償化の制度設計が徐々に明らかになってきております。つきましては、消費税増税とともに幼・保無償化については、新年度予算編成にも関連するものと思ひますので、以下について質問をいたします。

なお、国と地方の負担割合、財源等、未確定な部分があるかと思ひますが、想定する範囲、試算できる範囲でお答ひいただければと思ひます。

(1)の質問でございます。幼・保無償化については、3から5歳児を対象とし、0から2歳児につきましては住民税非課税世帯——世帯が抜けていますけども、住民税非課税世帯のみで、いずれも給食費は対象外との方針のようでございます。ただ、国は地方にも一部負担を求めておひまして、その理由として、地方消費税が30%ほど税収増になることを挙げています。市長会としては、政府の施策であり、財源は国で確保すべきであると、一歩も譲らず対立しているとの報道もござひます。ただ、初年度に限り、システム改修費なども含め全額国費とする案も政府では示しておひますが、市長会は、未だ徹底抗戦の構えのようでもござひます。最新の報道とは少しずれているかもしれませんが、このことについて市長のお考えを伺ひます。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、2の(1)市長会での幼・保無償化についての御質問にお答えいたします。

今、議員もおっしゃられましたように、これまで一部報道では、全国市長会及び秋田県市長会では、無償化に関する財源確保、幼児教育、保育の質の担保など、制度設計に問題があることから国への要望活動を行ってまいりました。これは確かにそうでございます。私もその一員で活動させていただいてまいりました。

今日の魁新聞の報道にありましたように、あるいは全国市長会からも通達が私の方に来ました。その中では、新聞報道にもありますように、これらの要請結果から、国からは無償化に関する地方負担について、おおよそのことについて、全て読みませんけれども「おおよそのものについては全額交付金で対応する案が示された」との通知が全国市長会から入ってきておりますので、御紹介をさせていただきます。

では、引き続き答弁をさせていただきますが、主な内容です。

消費税、地方消費税、10%への引き上げの協議の際に示されていなかった幼児教育・保育の無償化の実施に必要な財源については、国の責任において全額国費で確保することが要請され、そのような回答がなされてきていると。また、無償化に当たっては、子どもたちの教育、保育環境の安全確保が不可欠であり、幼児教育・保育の質の担保向上の仕組みを構築すること。そして、自治体が円滑に制度移行できるよう、具体的な方針を速やかに提示することを求めてきたものでございます。

にかほ市といたしましても、これらの内容に賛同し、等しく要望活動をしていたところであります。現在示されている程度の内容においては、少し変わってはきておりますが、以前の想定される答申への影響については、市単独で既に保育料の大幅な独自軽減を行っていることから、保育所等の運営に要する市の負担分は、むしろ軽減するものと想定していたところでございます。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） 政府案も変更を加えたりで不確定要素もある中、お答えいただきましてありがとうございます。

それでは、今市長の言葉を聞いたところで(2)の方に移りたいと思います。幼・保無償化の実施に伴って、これまでの市独自の負担分なども含めまして、子育て支援に係る一般財源からの負担が相当軽減されるものと考えますが、2019年度、そして2020年度の、おおよその軽減見込み額を伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (2)、(3)については、担当の部長及び課長よりお答えをさせます。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） それでは、(2)の御質問、おおよその軽減見込み額についてお答えいたします。

国と地方の負担割合、財源等、詳細についてはまだ未確定な状況でありますので、あくまでもおお

よその見込み額となりますが、2019年度につきましては、国が全額負担する方針等の報道、今朝の新聞でも報道があったところではございますが、新年度に係る従来の計算方式及び負担割合をもとに試算した額でございます。2019年度10月からの半年間では、歳入では国庫負担金3,600万円、県負担金1,800万円がそれぞれ増加しますが、それにあわせ、市の負担分も1,800万円増加することとなります。また、無償化により保育料収入が3,000万円減少することとなるため、歳入歳出の増減を合わせると、市の負担額は約600万円の軽減となります。

さらに、現在、市が単独で軽減している保育料分2,500万円がなくなることから、合わせて約3,100万円、市の負担額が軽減されると見込んでおります。

同じく2020年度分につきましては、1年分となりますので、倍の約6,200万円、市の負担額が軽減されると見込んでおります。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） ただいま、来年度に関しては半年分として3,100万円、軽減額ですけども、2020年には6,200万円の軽減ということでございました。

それで、(3)の方に移りますけれども、地方交付税の減少などによる財政措置も必要かと考えます。そのほかに消費税アップもあると思いますので、それに伴う歳出の増加も当然でございます。ただ、地方消費税の増収分——2020年度の増収と実質はなると思うんですが——及び幼・保無償化による負担軽減分を合わせた新たな財源というものが発生するわけでございますが、今後の活用についてお考えを伺います。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） それでは、(3)地方消費税の増収分及び幼・保無償化による新たな財源の活用をどのように考えているのかということについてですが、地方消費税増収分及び幼・保無償化による新たな財源については、詳細な試算ができないことや地方消費税の増収分については、先ほど議員もおっしゃっていましたが、2020年度からの収入になることなどから、現段階では活用についての具体的な検討等は行っておりませんが、今後、地方交付税の減少額等も含めた市全体の予算の中で検討してまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） 地方消費税、この分につきましては、平成29年度決算では4億6,300万円ほどでございました。消費がこのまま推移すると仮定した場合でございますけれども、現在、地方消費税の税率が1.7%のものが2.2%になるということで、地方消費税交付金として5億9,000万円、現在平成29年度決算に比べて1億3,000万円ほど増えるのではないかと私は試算してございます。

いずれにしましても不確定要素が多分にあるということで、地方交付税の関係もでございます。ただ、現在、2019年度予算の予算編成時期でもございますし、新たな事業、新規事業と申しますか、幼・保関係の子育て支援と申しますか、そういうところでの新たな支援策というのは考えていないということではよろしいでしょうか。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） 現段階では新たな支援策というものの具体的な検討はしておりません



が、今まで行ってきた事業を継続し、今後の歳入の推移等を見ながら検討してまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） 私は新年度の予算編成に何か新たなもの、あるいは拡充支援策が載るのかなということで今回質問させていただいているわけですが、今のところは、まず国の動向、地方交付税の動向等を見て、具対策は今はないということでございます。

市長が公約として人口減少、少子化という難題に立ち向かい、妊活、子育て支援など、自然原因の対策を充実させるとしております。その実現のためにも、きめ細かな少子化対策の推進が必要不可欠でございます。その一つとしてさらなる子育て支援が必要ではないかと私は考えますが、再度市長の方からお願いします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） これまでのにかほ市の子育て支援策、例えば保育料の軽減策については、国に先んじて非常に大きく支援をしてきたと。今回この部分が国からの無償化等も図られる部分が出てくる。当然2分の1負担という部分がありますけれども、ただ、その結果として、にかほ市としては、市としては今まで地方負担していた部分が軽減されるというのは先ほどの報告でございました。

これまで先んじてやっていたものが、後から国の方が追いついてきたという、ちょっと生意気な言い方をすれば、そういうこと等も言い切れるところであります。

あわせて、それに対して、じゃあ新たな支援策をとるべきではないかというふうにありますけれども、そこについては支援策、どの年代にどういうふうな支援策をしていくべきか、例えば子育て支援については、にかほ市は、私自身は非常に充実していたものであると思っております。これ以上の政策を消費税の税率とともに、上がったということで何かそこらについては現時点では考えていませんが、確かに何かあるかもしれません。そこは検討するというは常に必要ですので、考えてはいきますけれども、現時点でこれまでの支援策が低下するものではないということから考えてはないというところでございます。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） ただいま市長の答弁がございましたが、国に先んじてやってきた部分も非常に多いことも承知しております。ただ今回、3から5歳児につきましては、幼・保無償化に伴って全国の自治体が——(4)に移らせていただきます。——国による幼・保無償化に伴いまして全国の自治体が横並びの子育て支援制度と一部なるわけでございます。子育て支援先進自治体として標榜して、市内外の子育て世代及び若い人たちから「にかほ市」を振り向いてもらえる、そして住んでもらえる、そんな新たな子育て環境づくり、子育てサポート、あるいは支援拡充が必要と考えます。再度、市長のお考えを伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） ただいまの質問については、先ほど来、前の議員にも答弁させていただきましたように、病後児保育事業やショートステイ事業、あるいは子育て世代の包括センター事業など、

各年代にあわせた環境整備等サポート体制の充実を、まずは来年度計画をしているというところまでございます。

また、来年度については、にかほ市子ども・子育て支援事業計画の策定年度であるということも踏まえて、アンケート調査等により、そこで新たな支援事業等への意見をいただきながら子育てしやすいまちづくり、議員のおっしゃられたような横並びではない、にかほ市独自の子育てしやすいまちづくりを進めていきたいと思っております。いずれにしろ来年度、策定年度でありますので、その中で多くの皆さんの声を聞きながら検討していきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） 今後、早い時期に支援の拡充、あるいは新たな支援策、今、市長がおっしゃられたようなことを含めまして提示していただくことを御要望いたします。

次の3.の質問に移らせていただきます。敬老式のあり方についてでございます。

敬老式につきましては、合併時の協定により、年内満75歳以上を対象に、当面は旧町ごとに実施することとして、内容等は新市において調整するとされているところでございます。

合併から13年目の現在も、旧町あるいは旧町の地域別に5回に分けて開催されております。毎年、当局でも趣向を凝らして盛会に開催され、外出の機会が限られてきている方々も多い中、高齢とはいえ同世代の市民が一堂に会して懇談できることは、健康長寿をお祝いするとともに、これまでの御尽力に感謝する大切な機会であり、高齢者の方々の心身の健康保持にも大きく寄与しているものと思っております。ただ、合併以降、これまで旧町単位で、もしくは旧町を地区ごとに分けての組み合わせで実施されてきていると認識しておりますが、このことにつきましては、私自身、若干違和感を覚えてきているところでございます。今後のあり方なども含めまして、以下について質問いたします。

(1)の質問です。これまでの実績から、主催者側として、どのように評価されているのでしょうか。また、課題として挙げるとすれば、どのようなことが挙げられるのか伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、質問の3.敬老式のあり方についての(1)の質問にお答えをさせていただきます。

初めに、敬老式については、今、議員おっしゃったように、敬老者への感謝と敬意をあらわすための大切な場であると認識をして開催をしているところではあります。主催者側として、開く側としての評価につきましては、敬老式は、参加された方々にとって年1回ということでもありますし、旧友と交流しながら親交を深める場として喜ばれているものと受け止めております。

また、今年度からは、例年敬老式にあわせ行っている長寿祝金の支給について、市商工会の協力を得ながら現金支給から市内共通商品券へ移行し、広く地域に貢献できる仕組みに見直しをしたところでもあります。この商品券の利用につきましては、11月末現在で3,391枚、約42%ほどが既に利用されております。現金支給では見えにくい即効性のある地域経済への効果があったものと私なりには評価をさせていただきます。

今後は、一人でも多くの方が参加できるよう、また、参加してよかったと思っただけのような

趣向を凝らしながら、引き続き開催をしていきたいと考えております。

次に、課題として挙げられることにつきましては、年々参加者が減少の傾向にあることがあります。今年度の参加率については、3地区合計で5,038人の対象者のうち19%、969人の出席者となりました。地域別に見てみますと、仁賀保地区で26%、象潟地区で17%、金浦地区で10%となっており、地域での参加にばらつきがあるものの、3地区全てにおいて緩やかではありますが年々減少していているのが現状であります。こういった状況から、一人でも多くの方が足を運んでもらえるよう、さきにも述べましたが、楽しみにしてくれるような趣向を凝らした内容にしていきたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） これまでの主催側としての評価ということでは、親交の場として大変喜ばれていると。そして、現金から商品券化したということで、要は地域経済にも貢献する部分もあるということでございますが、課題としては参加者が少ないということでございます。これもあわせて、次の(2)の質問に移らせていただきたいと思います。

合併から相当年数が経過しつつ、未だ市民の一体感の醸成が十分に図られていないとの声をよく耳にします。そこで、会場の収容制限もございますが、多くの市民の皆さんが出席される敬老式の機会を利用して、例えば旧3町の市民が幅広く交流できるよう、そのような組み合わせで実施するなど、ひと工夫必要なのではないかと考えますが、市長のお考えを伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (2)の各地区の市民が幅広く交流できるような組み合わせで実施するなどはどうでしょうかという質問に対するお答えですが、幅広く交流できるような組み合わせ、いわゆる3地区合同での開催といったことを言われているんだと思いますが、議員もおっしゃっていらっしゃるように、開催場所の耐用人数等の課題もあろうかと思います。また、参加された一部の方からは、知らないより知っている人、顔見知り同士、地域の人との触れ合いを楽しみに参加しているという意見も伺っております。そういったことを踏まえれば、来年度開催時に参加者からアンケートを取るなど、参考にさせていただきながらですが、楽しめる敬老式になるよう引き続き取り組んでいきたいと思っております。

議員のおっしゃるとおり3地区を一括する、あるいはそれを一括したものを組み合わせを変えて3会場でやるとかということも一つの考え方としてはあると思いますが、今も申し上げましたように、どちらかというと多くの皆さんが、やはり知っている人の集まりだから行くという傾向があります。知らない人の集まりになると、急に来なくなる人が出てくるというのが常でございます。旧町、各集落ごとでも敬老会をやっている地域があります。そういう地域だからそこには参加するけれども、市の敬老会には参加しないという方は、やはり覚えている人が多い、いるところに行きたいという希望をよく口にされるのを聞くことがありますので、なかなか3地区を合同でやるということについては難しいのかなという印象を持っております。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） 今、市長から御答弁いただきましたけれども、全体の合同での開催というのは、

無理としても、現在の同じ地区を分けて、ほかの地区の一部と組み合わせるといような、そういうことをちょっと考えました。それで、現在、冒頭市長からありましたように、出席者数が100人前後から、多いところでも350人ほどということで、これらを組み合わせで人数をある程度均した形でやったとすれば、現在開催日程5回のが4回にも抑えることも可能になるということで私はちょっと考えましたけれども、いずれ参加者の要望が重要でございます。アンケートも含めて検討されるということでございますので、私の考えから新たな開催方法を提案させていただきましたけれども、今後何らかの工夫を加えまして市民の交流の場として多くの皆様から出席いただけるように、そして楽しい有意義なひとときとしての敬老式となるように、当局から引き続き御検討いただくことを要望いたしまして私の一般質問を終わります。

●議長（佐藤元君） これで7番森鉄也議員の一般質問を終わります。

次に、8番渋谷正敏議員の一般質問を許します。渋谷議員。

【8番（渋谷正敏君）登壇】

●8番（渋谷正敏君） にかほ市議選に4月に当選してから約7ヵ月になります。その間に6月議会、9月議会が開かれました。私は、県議15年近くやってまいりましたが、市議としては新人でありますので、半年間、議会の空気に慣れることも含め、勉強期間でもありました。

一般質問を含め、議会の運営、当局のやり取りも全て新鮮でありました。特に新人議員でありながら、堂々と自説を入れながらの質問には目を見張るものがありました。日ごろから市政に関心を持ち、自分の住んでいる地域の住民ばかりでなく、広く市民の交流があればこそ、的を射た質問ができるのだと感心したところであります。

そう思っていたところ、10月1日付の議員宛てに送られた一通の封筒の中身に驚いたところであります。市長が議長宛てに送られてきたにかほ市議会における一般質問及び議案質疑のあり方についての注意とも取れる文書であります。議会運営委員会で早速議論したわけですが、何を指しているのか、何が問題なのか分からず、具体的に提示するよう議長を通して市長に申し込んだところであります。

さて、その返答が10月20日過ぎ、自宅へ届き、その中身の文書に、問題あるいは質問の指摘事項が48項目ありました。大まかに再質問に通告外と思われるのが、2に、通告された質疑内容が似通っている。3に、自己の思い入れが入った質問である。4、市の施策を知った上で質問してほしい、そのようなことであります。

再質問は、答弁を聞いてから行うのであるから、答弁が的を射て、質問者が納得するものであれば再質問の必要はないのであります。その答弁に関連した質問であるからにして通告外とは言えません。細かい数字はともかく、答弁できないとすれば勉強不足と言わざるを得ません。

また、通告された質問内容が似通っているからといって、それを指摘注意するのは、議員の質問の権利を妨げるものであり、大きな問題であります。反対に、類似質問を制限する根拠を伺いたいものであります。

質問者の思い、考えは、必ずしも一緒ではありません。中身、切り口も違います。丁寧に答弁するのが当局の責任と思います。それぞれの視点から議論することを尊重されるべきであります。

3番目の指摘事項の自己の思い入れが入った質問は、市民の声と自分の考えていることが一致したと

きには、特に思いを込めた発言をするのは当たり前で、何が問題なのか。問題なしと思います。

市の政策を知った上で質問してほしいということは、何ということでしょうか。もう少し勉強してから質問しなさいと言わんばかりです。私に言わせると、市の政策が、これまでPR不足とも言えます。このようなことを言われること自体、にかほ市役所の体質に問題ありと思われま。上から目線であり、このような態度・姿勢が市民の市役所に対する不信感につながるのであります。大いに反省していただきたいと思います。市長には、議員経験もあることですから、新人議員の気持ちもよく分かると思います。自分の新人時代を思い出し、どんな質問にも心広く対応できるようになっていただきたい。以上申し上げて一般質問に入ります。

1の(1)、「結果に対する責任」について。

市川市長が就任して1年になります。すなわち、任期の4分の1が経過したわけですが、公約を実現するために、昼夜を問わず粉骨砕身、頑張られていることと思います。

市長は、選挙のリーフレットに「にかほ市が誕生して12年になるが、最初はわくわく感を持って多くの人が頑張ってきました。しかし、10年という長い年月はマンネリ化を生み、閉塞感をもたらしま。今こそ人心刷新・世代交代によるリセットが必要」と言われました。この文章を見て、市長の市議時代の言動を見ていた私はびっくりしたところでありましたが、確かに市長が言われますように、3期目の横山市政にマンネリ・閉塞感があったことは、私も否定するものではありません。ただし、マンネリ・閉塞感は、10年間という長い期間だから発生するものではなく、トップの姿勢によるところが大きく、マンネリ・閉塞感をなくすためには、風通しのよい環境整備が必要であります。これにより、若い職員が自分の仕事に誇りと使命感を持ち、中高年の幹部職員が思い切った指導力を発揮することができるようになります。ぜひともそのような市役所をつくっていただきたいと思います。

また、市長は、リーダーとして役割を果たすために、「若さ＝(イコール)時間」が必要と強く訴えておられます。市長いわく、「若い」というのは、やったことに責任を取れるということでありま。真のリーダーたる者は、結果に対して責任を負えるかどうかです。「結果に対して責任を取る。これが大事です」と、市長はリーフレットに書いております。素晴らしい発言であります。年齢を問わず、やったことに責任を取ることは大事です。リーダーには、もう一つ大事なことがあります。それは、言ったことに対しても責任を取るということでありま。そこで市長に質問します。

①、市長には、1年経過した今でも、言ったこと、やったこと、結果に対して責任を取るという強い信念に変わりはございませんか。

②、責任を取るということは、どういうことなのか、具体的に説明をお願いします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、渋谷議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思いま。

まずもって①の結果に対する責任についてであります。

私、市長就任当初の市役所職員に対しての挨拶の中で、「最後の決断は私がします。その責任も私が取ります。皆さんは、自由な発想をして、夢と希望のある未来をつくり出してください」とお話をしました。その考え方は、今も何ら変わることはなく、職員の皆さんにも伝えてきているところであ

ります。

また、自分自身の言動につきましても、責任を持って当たり、その結果については、しっかり責任を取るという覚悟はあります。リスクのない仕事はありませんので、責任の回避は組織運営を難しくしますし、トップの一番の仕事は責任を取るのだということもあるかもしれません。今の私において、この信念が変わることはありません。

では、②の責任を取るということはどういうことかということでもありますけれども、まずは客観的に本を読み解いてみますと、責任というのは責めを負うということになります。よく責任を取って謝罪したり、辞職したりという事例がありますが、これも一つの責任の取り方かもしれませんが、それでは責めに対する対応が何一つされていないとも言えます。責任を取る、その対応策をもって臨み、対応策、あるいは代替策によってその責めを消し去ることができるよう講じるのだと考えております。

もう一点、主観的な考え方から、この責任を取るということについて見てみますと、私はこれは、覚悟を持つということだと思っています。孔子は論語の中で「必ずや名を正さんか」と言っています。重職に就いたら、まず覚悟を決めることが大事であると述べております。これは、選挙期間中も、それ以前の議員活動として行っていた街頭演説でも、私は何回も言っていました。結果に対する批判が起きたとしても、自ら指示したことについては逃げない、自ら口にしたことについては責任を転嫁しない、自ら指示したことについては隠さないということだと思っています。ごまかしたり、他人に責任を転嫁するようなことはあってはならない。ましてや自分が下した決断や行動から目を逸らしてはならないのだと思っています。

そして、結果に対する責任というものの背景にあるものは、一言で、私は潔さだと思っています。

●議長（佐藤元君） 渋谷議員。

●8番（渋谷正敏君） 再質問します。

私は、具体的に説明を願いたいという願いをしたんですが、ちょっと主観的、客観的な答弁でありましたので、なかなか具体的には聞こえなかったのですが、ただ、覚悟を持って仕事に取り組むと、それは仕事に取り組む前、それは一つの自分のやりたいことに対して覚悟を持ってそれに取り組むという覚悟であって、私は責任を取るというのは、あくまでも結果に対してに責任を取ると、そのように思っております。その点、今、最後に潔さをもって覚悟としたいということを変に重要な言葉だと、そのように認識して次の公約の着手状況、達成見込みについて質問を移ります。

市長は、にかほ市を再始動させるという公約に、数多くのことを列記、約束しております。その項目は37項目にも及びます。

まず1に、若い人たちの夢の実現～働く環境の整備～、5項目であります。一例として、既存中小企業・商業事業者を育成支援し、差別化できる技術開発等を後押しする。新たな誘致を進め、若者の地元定着を図る。医療費の無料化を高校生まで拡大、から、移住・定住を促進するとともに、住宅対策、結婚、子育て支援をする。5番目に、図書館機能を含む文化交流施設と屋内運動施設を金浦地域内に整備する。

2に、生き生きと笑顔あふれるまちに～生涯安心して暮らせるまちづくり～、これは7項目でありま

す。一つとして、地震、噴火、津波、風水害対策の強化と避難場所の整備、から、生涯学習、スポーツに必要な環境の整備、そしてまた、お年寄りの孤独対策、若い人の悩み対策を強化しますと、8項目あります。

3に、一次産業の未来に投資～安定した生活を送るために～、という項目に5項目を具体的に述べております。農畜産物の『にかほブランド』化と生産体制の確立、から、育てる漁業の拡大、木材利用の拡大、里山機能の保全、一次産業新規就業者の育成支援と5項目あります。

4に、交流人口拡大で活気あふれるまちに～歴史・文化財の観光化～、これが3項目であります。鳥海山ジオパークのPRと観光周遊化、から、海と山の自然を生かした観光ルートの確立と交通網整備。

また、別のリーフレットには、1に、「地域バランス」を求めていきます。合併の約束は大事です。凍結されている合併協定項目について、その解決に向けて取り組んでいきます。2に、新たな視点で「攻める行政」を実現させます。これは6項目あります。総合対策を担える組織づくりをします。「新たな農工一体」を目指したプロジェクト、健康推進と観光を組み合わせたプロジェクト、そういうものを組み合わせるといことで6項目挙げております。3に、安心して暮らしていける環境を整えます。2項目あります。津波等の自然災害への対策を、さらに充実させるということから、4に、人口減少という難題に立ち向かう、多くの人々が望む働く場所の維持と創出は重要です。「チームにかほ」で安定した雇用と新たな企業の誘致に向けて取り組みます。そして、農林水産業、工業、商業、サービス業等、全てを分け隔てることなく、横断的に連携した、きめ細やかな支援をしていく。それから、住宅政策について、人口減少への対策という視点も含めて見直しますと言っています。それから5に、学ぶこと、学びたいという気持ちを大切にしていくと、これは2項目あります。6に、徹底した情報公開により、開かれた市政を目指します。これまでの行政情報をきちんと市民に伝えるための仕組みを作ります。

以上、素晴らしい公約であります。この10の公約、約35項目を実現したならば、必ずやにかほ市の未来は明るいものとなり、秋田県はもとより、日本でも注目されるモデル地区になるものと思われま。にかほ市民にとっても、この上ない幸せなことであり、この公約実現こそが、にかほ市発展の礎になるはずであります。私個人としても、一議員としても、協力を惜しむものではありません。そこで、以下についてお尋ねします。

この公約、約37（35）項目に及ぶこの公約を、4年間で全て着手するおつもりですか。それとも、この項目のうち、何項目程度やるつもりなのか、そして今現在、この37（35）項目のうち何項目に、今、4分の1、1年過ぎた時点で着手しているのかお伺いします。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)の公約の着手についての答弁をさせていただきたいと思えます。

当然のことながら公約は公約でございます。きっちり4年間の契約事項として市民に示させていただいたというふうに理解しております。したがって、公約は絵に描いた餅になってはならないと思っております。

各項目の中には、すぐに着手可能なもの、時間を要するもの、費用のかかるもの、比較的かからないもの、行政内部でできるもの、民間組織や法人の力を借りなければできないものなどさまざまあり

ます。社会情勢や財政状況、住民ニーズなどを総合的に判断し、できるものからスピード感を持って取り組むということについては、これからも変わることはございません。

先ほど議員がこのように御紹介いただきました私の公約について、(2)のところでもまた別の内容もお答えしますが、まずもって着手しているが姿に見えないものも確かにあります。例えば、新たな農工一体を目指したプロジェクトを創出してまいりますということについても、既に私の想定の中で事業着手をお願いしておりますが、それはまだ時間がかかるということも確かにあります。その結果がどのようにあらわれてくるかということも含めて次の手を打つということになりますから、このようなことについては既に——公約に書いておりますことについては、何らかの形で必ず着手することになるというふうに御理解いただきたいと思えます。

●議長（佐藤元君） 渋谷議員。

●8番（渋谷正敏君） 再質問します。

具体的に現在何項目に着手しているかという質問には、お答えできませんでした。ただ、今現在やっている一つの例を挙げたわけですが、しかしながら、私はこの4年間で全て着手するということは、本当にできるのだろうか、それとも、具体的に形にすることができるのだろうか、私は正直言ったこの37（35）項目のうち半分できれば上出来だなと、私そういうふうに思っています。しかし、半分できないときには、どういう責任の取り方をするかということ、これまた別であります。そういうことを含めてですね、何とかこの4年間をもって、今、市長はスピード感を持って取り組むとおっしゃっております。残された任期は3年であります。決して長いようで長くはないのであります。あっという間に3年は過ぎます。その3年の中です、ぜひとも全ての項目に着手するという思いで頑張っていただけをお願いしたいと思えます。

次に2、公約の一つに挙げられている「若い人たちの夢の実現～働く環境の整備～、新たな企業誘致を進め、若者の定着を」について質問します。

昨年29年第6回定例会で佐藤元議員、前議員佐々木正明氏が類似する質問をしているようですが、共通しているのは工業団地の必要性であります。佐藤議員は、企業誘致は、トップセールスをしながら「オールにかほ」で取り組むとしても物理的なことを解決しなければ、むなしく聞こえるだけだと、佐々木前議員においても、工業団地を示して誘致活動するのと、山とも林とも分からないような所を、この辺を工業団地造成したいというふうにして企業誘致を進めるのでは、大きな違いがあると思うと言われております。

市長は、この質問に次のように答えられております。「市単独での大規模な団地の造成は、莫大な費用がかかることから、今後も県に対して要望活動を粘り強く続けてまいります。工業団地は、塩漬けにされているところがよく見られる。」「もう一度検証してからでないとも確かな結論は述べられない。」「立地や要望する企業の業種や立地環境を踏まえ、オーダーメイドで企業の要望に対応していきたい。」と申しております。「企業誘致に関しては、私自ら先頭に立ちトップセールスし、市を売り込んでいきたい。誘致に向けた行動をスピーディーに起こしたいと考えている。」との発言であります。

私が言うまでもなく工業団地は、背広やワイシャツのように短期間で作れるものではありません。



プレステージ・ジャパンのように8,000坪ぐらいの土地でさえ、土地の買収、開発許可、造成、インフラ整備は1年近くかかるものと思われます。市長には、企業経営の経験がないと思われますのであえて言わせていただきますが、設備投資はタイミングであります。タイミングが大変重要であります。企業誘致の話があったとき、「これから土地を探します。待っていてください」と待つ企業などあると思えないのであります。経営者は判断するまでは熟慮しますが、決めたからには一刻も完成を望むものであります。景気の変動、技術革新は日進月歩であります。私の経験から言って、2年、3年造成できるまで待ちますという会社は、あり得ないと思います。私が県議時代に横山市長は、自ら県に向かい工場用地の造成をお願いされたことがあります。私もその後フォローすべく、何回となく県、当局、知事に直談判しましたが、県は、これからは県で工業団地をつくる計画はなしとの答弁でした。市自ら団地をつくるのであれば何らかの補助は考えてもいいとのことでした。市長は、今後も県に対して要望活動を粘り強く続けるとのことですが、大変難しいと思われます。そこで質問します。

(1)の①、市長の想定する工業団地について、市長の言う大規模な工業団地とは、どのぐらいの面積を指しているのでしょうか。また、莫大な費用がかかるとしてありますが、どのぐらいの金額を考えてこのように発言になったのか伺います。

一例として、旧象潟町の北部工業団地は9万3,000坪、南部工業団地は2,700坪、金浦臨海工業団地は2万2,000坪、旧仁賀保町TDK工場（北、南サイト）は4万1,200坪、本荘市の工業団地は県が造成したものです約9万9,800坪、道路を除けば8万4,500坪であります。

②、合併前の旧3町の歴代の町長は、ある程度リスクを背負いながらも工業団地の必要性を強く訴え、議会の理解を得て造成に着手しました。現在、市長が強く心配されている塩漬けになっている土地は、にかほ市の工業団地にはありません。こういう状態であるからこそ、前述の前の2人の議員は必要性を問うたものと思われます。そこで伺います。

(イ)、市長は、あくまでも企業から話があってから土地を探し、オーダーメイドで企業の誘致に頑張るという姿勢に変わりはありませんか。

(ロ)、財政的に無理のない、市長の言われる身の丈に合った工業団地を、どのぐらいの大きさと考え、また、金額はどのぐらいと考えておられるのでしょうか、質問します。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、大きな2番目の(1)の①、②についてお答えをさせていただきます。

まず①の大規模な工業団地とはどのぐらいの面積を指しているのか、また、費用がかかるとしているが、どのぐらいの金額を考えているのかという御質問ですが、大規模な工業団地の規模を私自身は明確に定義づけているわけではございませんが、分譲中のものを中心とする県営の工業団地12カ所を見ますと、小規模なもので約10ヘクタールから大規模なものと約100ヘクタールほどとなっております。飛び抜けて大きい団地1カ所を除いての平均的規模は1カ所当たり約40ヘクタールとなっております。

なお、にかほ市においては、横山前市長時代から秋田県に対して議員がおっしゃられるように工業団地整備の要望活動を行っておりますが、おおむね20ヘクタール規模を想定したものとなっております。

す。20ヘクタールの団地整備に必要な費用については、過去の他の事例と物価水準や土地条件が異なりますので一概には申し上げられませんけれども、立地場所により異なっておりますが、あえて用地取得費と造成工事費のみだけで考えたとしても、約20億円ほどの規模感と見込まれていることから、膨大な費用がかかるとの発言に至ったということでございます。

②の塩漬けになっている土地はにかほ市にはないのでということについて(イ)市長は、あくまでも企業から話があってから土地を探し、オーダーメイドで企業の誘致に頑張るという姿勢に変わりはないかという質問ですが、過去の答弁におきまして、大規模な工業団地の実現には時間がかかるため、団地の整備に当たっては企業誘致もあわせて行うべきものと考えたら、立地を希望する企業の業種や立地環境などを踏まえ、オーダーメイドで要望に即座に対応していくことの趣旨の答弁をさせていただいておりました。

その真意は、大規模な団地の整備は、莫大な費用がかかることは当然ですが、県内の他の団地の実情を見ても、大規模工場等の誘致は、そうは多くはなく、今なお塩漬けになっている団地が数多く見られます。また、団地の計画や整備にも、それ相応の時間がかかることから、昨今の多様な業種の要望に即座に対応できるよう、まずはオーダーメイドで対応していきたいとの考えよっての発言でございました。

なお、私が申し上げているオーダーメイドは、必ずしも誘致案件があって初めてこれから土地を探しますと限定したものではありません。現在、市が所有する立地に適した用地は当然のことながら市の工業団地内で民間が所有する造成地や都市計画区域工業地域内の造成済みの民間有地及び市街地近郊や幹線道路沿いで企業立地に協力を申し出ている地権者の方々もいますので、それらも進出企業等にお願ひしながら、条件に見合うように迅速に対応するものでございます。

(ロ)財政的に無理のない身の丈に合った工業団地、金額はどのぐらい、大きさはどのぐらいかという質問ですが、これまでも工業団地の造成については何度か答弁させていただきましたが、大規模な工業団地に幾多の企業を誘致することにより、雇用の拡大、地域経済や他の産業への波及なども見込まれ、非常に大きな効果が期待できます。反面、市単独での大規模な団地の造成は困難なことから、今後も県に対し、要望活動を粘り強く続けていきます。それに対し、県の側からも、分譲が完了せず長い年月、空いたままになっている県営工業団地が各所にあることや大規模な工業立地が縮小傾向にあることなどから、今、議員がおっしゃられたように、御質問の冒頭で触れられましたように、現状新たな県営の工業団地を増やす予定はないとの回答を県からいただいております。現段階においても、昨今、進出希望企業が具体的な進出時期や立地希望エリアを指定してくる傾向が見られるとのことです。市町村が進出規模企業のニーズにあわせ、用地等を準備することで誘致の決定につながるケースが見られることから、第3期ふるさと秋田元気創造プランにおいても、市町村との連携による企業誘致の推進や企業ニーズに対応した工業団地の整備と位置づけ、誘致に取り組む市町村への支援等により県内への企業立地を促進するとしています。つまり、市町村に誘致案件がある場合には、県もバックアップをしていきますということの含みでございます。

誘致案件に伴い市が用地開発の必要性が生じた際の支援策については、現在も要望しているところですし、今後も要望していきたいと思っております。

先ほどの質問にもお答えしましたが、市内には造成済みの民間用地も各所に存在することから、それらの有効活用も含め、工業団地の大小にこだわらず県との分担等の財源確保でもなければ、工業団地の新たな開発が、まず先にありきの考え方には現在のところ至っていないというのが私の答弁となります。

なお、参考として、公表されている資料をもとにまとめたものですが、県内各市が分譲している工業団地は、7市8カ所ございます。規模の大きいものと横手市の22ヘクタール、秋田市の14ヘクタールとなっております。また、これら二つが他に比較して飛び抜けて大きいため、この二つを除いた6カ所の平均規模は、1カ所当たり3.5ヘクタールほどとなっております。ちょうど旧TDK-MCC象潟工場跡地の工場用地と同規模であるということでございます。

●議長（佐藤元君） 8番。

●8番（渋谷正敏君） 市長の答弁に対しまして再質問させていただきますが、私はオーダーメイドでつくるといふことに、どうしても引っかかるのであります。まず、私は誘致企業にもいろいろな人たちにも会っていますし、現在も自分の仕事を通じて、自分の会社もセールスしながら営業に歩いています。そのときに自分の会社はこういう規模の会社です。そして設備がこういう設備があります。そして、自分の会社では、こういうものを作れますと、そうやってそういう物を持って会社の営業マンは歩いて、そして仕事に結びつけるべく頑張っています。その中において、にかほ市が、今この地域でも、どこの町でも、自分のところに工業団地を誘致したいということで、それこそみな一生懸命になっております。あの手この手を使って、一生懸命自分の地域を、自分の場所をPRしている。その中においてにかほ市は、具体的に工業団地を提示することなく、そしてそこら辺に土地を貸してもいいような人もいますよ、実際にここに空いている土地もあるんですよ、その空いている土地の人たちに対して、具体的に、今、工業団地を誘致するためには、今現在どのぐらいで売ってくれるんですかと、その土地を、今空いている土地があれば。もしくは、どのぐらいだったら貸していただけるんですかと、そういうところまで交渉しているのかどうか、まずそれを伺いたいと思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） ただいまの再質問にお答えさせていただきますが、今まで私の方でどのような企業に交渉というかお話をさせていただいているかとの質問でございますが、私の方としましては、ちょっと企業名を申し上げることはできませんが、東京の上場1部の大きな会社、大手の企業にも営業活動を行っております。名前を言えばすぐ分かるのですが、それ以外にも、行っております、ほかには例えば、東京ではないんですが、食品関係の工場を持っている方々との誘致のお話をさせていただいたりして、そのことについては非常に好印象を抱いて好感度でお話をさせていただいておりますが、私の方としてはちょっとそれについては少しストップをかけているところではありますが、いろいろとそういう企業にも営業をかけております。それ以外にも、今、最近のIT及びIoT、ICTの発達に伴う各社企業との交渉も実際のところ行っていると。その中には、極めて好感度な対応をいただいているところもあるということです。

確かに議員がおっしゃるように工業団地を造成した上で企業誘致を図ることができれば、これほど私もやりやすいことはないということは確かでございます。しかしながら、現在いろいろな企

業に、本当にいろいろな企業に足しげく、一回行っただけではありませんので何回も通うと、やはりどちらかという、重厚長大とは言いませんが、大型機械を持っている企業については、それを議員がおっしゃるように設備投資を新たにするとというふうになると、それ相応の決断をしなければなりません。そうすると、大規模な工場用地が必要となります。しかも、必ず言われるのは、労働力は確保できるかということをおっしゃいます。そうすると、労働力の確保については、確かに県内の他の地域の中においても——と同様ににかほ市においても人口減少の中で、相手先が希望するような労働力が確保できるか、例えば隣市の大手の東京の一部企業——隣市の——山形方面の企業ですが——の関係者とお話したときも、その企業でさえ会社に人が集まらない、労働力が集まらないというふうに言われたこともあります。なかなかどうこのものを企業が短期的にかほ市に企業誘致、あるいは工場、あるいは事務所を設置してくれるかとなると、決して大きな企業だけではないというふうには思いつつながら、議員が考えておられるのは別な業種にも触手を伸べて営業活動をしているということですので、何回も言いますが、確かに大規模な工業団地があつての企業誘致ができれば、これは楽ですが、それほどそれにすぐ反応してくれる企業はないというのが、今、私が抱えている実感だというふうには思います。

●議長（佐藤元君） 8番。

●8番（渋谷正敏君） 再質問します。

私が聞いていることとは全然違う回答がきております。私が聞きたいのは、今現在、企業誘致するときに、いろいろなところを提供しなきゃいけない。こういうところがありますよ、今こういうところを工場用地として造成していますよ、もしくはこういうところは工業用地としてどうでしょうかという提案をする前に、今現在、多分TDK跡地、前TDK跡地のことを言ってるのだと思いますが、象潟の場合、じゃあその土地だとすれば、その土地を提供するときに、ある程度地主さんといろいろなやり取りがあつて、そういうものの、このぐらいの土地であつたら貸してもらえ、こういう土地だつたらこのぐらいで売ってもらえるというものの交渉をしているかどうか。していないとして、貸すか売るかも分からない土地を、勝手に市当局がこの土地はどうですかと、あその土地はどうですかと、そういうことはできないでしょう。じゃあ具体的にそういう候補地については、売るとすればどのぐらいで売ろうかというのを交渉しているかどうかということをお聞きのとおりです。もう一度市長にお答え願いたいと思います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 今、議員がおっしゃったように、あの土地、この土地と言われても、その土地が市の所有物件ではない以上、私どもからあからさまに提示することはできません。しかしながら、今、議員がおっしゃるようなことで、じゃあそれを提示しているんだとすれば、そこに入ると、あとは技術的な問題になっていきます。私の方としては、その技術的な問題については、交渉をしているかしていないかについては明らかにすることはちょっとできないというふうになります。もし担当の部課長の方で何かあればお答えをさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 8番。

●8番（渋谷正敏君） 私は市長の公約について伺っているわけですから、この公約について商工観光

部長と一緒に公約を作るはずはありませんから、私が聞いたことに対して市長、担当部長が答える必要はありません。

私は、何をやるにしても、どこに営業しているかということは何も聞いていません。まず、どこそこの会社に行きますとかというはずもないし、言わないと思いますが、聞きもしませんが、行くについてはある程度の下準備をして、そして土地を貸せそうな人、もしくは売りそうな人、そういうものが例えば市長が答えることができなければ、それは商工観光部長の方にそういうことも含めている交渉させているところだというような答弁があれば、あとあえて私はそれを質問する必要はないと思っています。

ただ、私に言わせると、ワイシャツ、背広を作るにしても、生地を見せて、生地がなければカタログを見せて、こういうものを作りませんかとセールスします。そして、ものを作る、ケーキ屋さんだろうと、私のところでは、こういうにかほ市の特産のもので、こういうものをお作りしますよと、パンフレットを作って、あるとすると品物も見せてそれをセールスします。今、市長がやろうとする企業誘致は、カタログもなければ見本もない。見本もないけれども、私のところはおいしいものを作りますよと、私のところは良い背広を作りますよというようなもので、私は背広を作る人が、そういうケーキを注文する人がおりますかと。私はいない。食べて、見る、触ってみる、そういうものをして初めて注文するものだと思いますから、このオーダーメイドについてはですね、最低限度こういうものを、土地を提供するについては、例えばの質問をしますが、にかほ市のPRにはちょっとオーダーメイドだけでは来てもらえるとは私は思えないところであります。

それで、(2)の質問に入ります。企業誘致の各種取り組みについて。

にかほ市は、合併前と比べ予算規模が3倍になり、旧3町時代でさえも単独で工場用地を造成してきました。そこで質問します。

①、造成は、企業誘致が決まってからでもいいのですが、せめて土地を買収し、開発許可を取り、いつでもこの地域に造成しますという看板だけでも立てておく考えはないのか。そして②、企業立地を希望の業種や立地環境を踏まえて、市役所内に横断的検討チームを整えていきたいと発言しております。また、これもですね、いつまでに市役所内に検討チームを設置するのか、また、設置しているとすれば、どのような活動をしているのかも質問します。そして③、市長は、にかほ市にどのような職種の企業の立地を望んでいるのか。例えば、電子部品産業、繊維産業、医療機器産業、半導体、液晶、食品産業、このにかほ市の得意な機械金属工業、いろいろありますが、来てくれる企業は、どんな職種でも構わないという姿勢で企業誘致に望むのでしょうか、それとも、ある程度ターゲットを絞り、誘致活動をするのですか、考えを聞きたいと思います。

④、市長は、自ら先頭に立ってトップセールスでにかほ市を、売り込んでいきたいと思っているとのことですが、企業誘致に当たり工業用地も持たない、オーダーメイドでやる、じゃあにかほ市の何を魅力として、相手にどのようににかほ市に誘致企業として来てもらうために、にかほ市をどのようにして売り込んでいくのか。企業誘致をするためのにかほ市のセールスポイントは何であると思うか、これまたお尋ねします。

そして⑤に、今までに企業トップセールスをしてきたようではありますが、どのような感想・感触を

お持ちになりましたか伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

①の看板だけでも立てておく考えはないのかについてですが、これまで全国各地で大規模な工業団地の開発に際しては、農村地域工業等導入促進法、いわゆる農工法に即した団地整備が多く行われてきました。これは大規模な団地の開発には、農業との共存調和を図りながら、平坦で広大な面積を確保するため、農地を活用した開発の必要性によるものであります。

県による工業団地の多くであったように、にかほ市においても昭和47年に象潟北部工業団地が農工法の実施計画の認定を県から受け、開発に着手いたしました経緯があります。この農工法が昨年度、大きく見直しされ、名称が農村産業法と改正されるとともに、内容にも手が加えられております。その背景には、国会での議論の中で農工団地において未造成の遊休農地が多くあり、対象業種を拡大して有効活用を図るとともに、これ以上の団地造成を進める必要はないのではないかといった指摘がなされたことによるものでございます。

これにより、従前の工業等5業種、製造業、貨物・運送業、倉庫業、梱包業、卸売業に限定されていた農工団地内の企業立地が、業種の限定が撤廃され、多様な業種の企業立地が可能となりました。しかし反面、未造成または造成済みの遊休地を厳しく抑制し、安易に優良農地が転用されることを制限する観点から、立地の具体性の伴わない計画は許可できないものとなりました。当然のことながら工業団地の開発には、農業産業等の制限を受ける必要のない山林原野を切り崩しての造成であれば可能ではあります。しかしながら、今回の法律改正の根底にあるのは、用地確保、あるいは土地開発はしたものの、工場立地が計画どおりに図られない事情を踏まえてのことであることから、用地確保の必要性を含めて慎重に考えていかなければならないものと考えております。

②の現在、検討チームは設置しているのか、どのような活動をしているのかの質問にお答えをさせていただきます。

日ごろから私自身、市長としての活動の中で、機会あるごとに、ありとあらゆるチャンネルを通じて企業誘致につながる可能性を収集するとともに、トップセールスを行っております。それとともに市役所内部では、今年4月に新設した総合政策課と商工政策課を主軸として、さらに関係各部署を交え横断的に対応しております。

一例を挙げますと、医療機器関連のソフトウェア開発を手がける企業であれば、健康推進課の職員も同行し、県内にある本社訪問をしたところでございます。

また、顧客データを扱うコンピューター会社であれば、情報処理を担当する部署もコンタクトに加わりながら、地元農産物の活用の意向がある食品製造企業に対しては、1次産業に携わる部署が加わったり、相手先に応じてそれぞれ専門性の高い職員を適宜加えたメンバー構成で取り組んでおるところでございます。

しかしながら、現在の推進体制が最良かと言われれば、まだまだ検討の余地はあることは認識はしております。組織全体の人員配置にかかわることなので、現段階で軽々には申し上げられませんが、

ほかの自治体の例にありますように、今後、企業誘致に特化したセクションの創設や県の企業立地事務所への職員派遣等も視野に入れていく必要があると考えております。

③に、企業誘致に望む企業職種については、ある程度ターゲットを絞っているのかという質問です。

9月議会の際に佐々木正勝議員の一般質問の際にも答弁させていただきましたが、既に御承知のように、にかほ市は世界的な電子部品メーカーの生産拠点として成長を遂げてまいりました。関連した部品産業や機械金属加工等の基板技術の蓄積により、現在では大小約150社に及ぶものづくり企業が立地し、県内屈指の集積地となっております。

電子部品産業はもちろんのことですが、生産業機械の事業所数、従業員数でも、県内ではトップクラス、東北でも指折りとなっております。また、機械金属材料を調達する企業から始まり、金型加工、機械加工、表面処理、塗装、製品組立まで、幅広い分野において長年培われた実績とノウハウが蓄積されております。特に最近では、航空機等に関する認証制度であり、J I S Q 9001を取得し、新たな分野に積極的に挑戦しようとする企業も増えつつありますし、今年11月には、金属材料サプライヤーとして東北最大級の工場の造成に至った企業もございます。このようなことから、当市の地元企業の強みを生かすとともに、地元企業とともに発展できる新たな誘致を特に望むものであります。

製造業であれば、どんな業種でも構わないのかとの御指摘につきましては、私もこれまでさまざまな機会で企業の皆さんと接してまいりましたが、公設機関や民間の専門家の方々がきっかけとなる機会も多くあり、その御縁を大切に、誘致活動につなげておるところでございます。

最近の県の公設研究機関の紹介で足を運ばさせていただいた県外の企業の一例を御紹介しますと、いわゆるITソフトウェア関係とともに機械製造まで手がけ、分子レベルの先進コアテクノロジーとなっており、医療や健康への応用が大きく期待されているとのことでしたが、企業方針としては、自らは製造業として成長を考えているものではありませんとのことでした。AIやIoTテクノロジー等の進展により、ひとくくりこれを医療機械産業と定義づけることも難しくなっている時代であるように実感しているところであります。

市内の中小企業においても、IoTを初めとする新しいIT技術の導入、活用により、経営力強化、生産性向上、付加価値向上への取り組みが必要不可欠となっていることから、そのような意味では投資産業に新たな風を呼び込み、地元とともに発展できる職種の受け入れは特に必要と考えております。それらに向けた方策の一つとして、県内外のベンチャー企業等の受け入れにより、それらが持つ高い技術シーズと市内企業が持つものづくり技術を融合させることにより、地元企業との共存発展、技術力の高い若者の定着などの可能性をテーマに、外部の専門家を交えて市内の若手企業の皆さんと情報交換するなどの活動も既に行っております。

他方、ものの考え方ですが、現在、若者の県外流出により、企業の人材確保が大きな課題となる中で、特に地元理工系の大学がありながら地元での就職が少なく、県外へ就職してしまうケースが多い状況にあります。大学は、まさに知の拠点であります。例えば航空機産業や介護、医療、再生可能エネルギー等のいわゆる成長産業として高い技術力が求められる分野の職種を地元を増やし、特に理工系の大学生の受け皿となる技術力の高い企業誘致や地元企業の育成に力を入れていかなければならないと考えております。

また、過去において答弁させていただいておりますが、いわゆる雇用のミスマッチが大きな課題となっております。事務職やIT、ソフトウェア、関連企業、女性の希望する働き場所は、依然として求人倍率が低い状況にあることから、若い人たちが選択できる多様な働き場所の確保が必要であると考えております。まちづくりや住民生活、環境を阻害する懸念のあるものでなければ、今後もさまざまな御縁を大切に、誘致の種を数多く拾い集めて、その具体化に努めてまいりたいと考えております。

以上のことから、従来の産業分類で医療機器産業、半導体、食品産業などというように、こちらから職種の間口を絞り込んでの活動は行っておりません。

④の企業誘致をするために市のセールスポイントは何であるかということについてですが、まず前段の御質問についてですが、企業誘致に際してそれを受け入れるための用地は、ないよりはあることに越したことはありません。工業団地の存在自体を否定していることは全くありません。その点を誤解なさらないようお願いしたいと思います。

そのような案件や意向から逆算して、今、何をすべきかということに関係部署も交えて対応していると。

なお、参考までに過去5年間、秋田県による誘致認定企業の立地状況について、公表されている資料をもとに詳細させていただきますと、5年間で40社が新たな誘致認定を受けております。

【8番（渋谷正敏君）「議長、再質問する時間がなくなりますよ。〇〇…（聴取不能）。」と呼ぶ】

●市長（市川雄次君）——全40社のうち、——質問にお答えをさせていただいております。

【8番（渋谷正敏君）「もっと簡潔にやってくださいよ。」と呼ぶ】

●市長（市川雄次君）ちゃんと準備をさせていただいておりますので。——で、40社のうち、県の工業団地に立地したものが8社、市の団地に立地したものが6社となっております。残りの26社は、自前で確保したり、閉鎖した工場を引き継いだり、あるいはテナントビルや市が貸工場を提供したりとの状況でございます。特徴の一つとしては、横手市にある県営の工業団地に自動車メーカーを主要取引先とする製造業が立地したことなど、当地域に自動車関連企業が集積しているということが挙げられ、工業団地の立地とあわせた誘致活動の成果であることは認めるところであります。

しかしながら、一方で過去5年の推移では、製造業であっても工業団地への大規模な立地よりは、お隣由利本荘市の例も複数ありますように、閉鎖した工場を引き継ぐ形で進出したり、取引先に近いよう独自に土地を確保したりしているケースが年々増えているというのも事実でございます。

にかほ市では、何を魅力として、何を売り込んでいくのか、企業誘致をするためのセールスポイントは何であるかという御質問についてですが、先ほど御質問の(2)の③で、どのような職種の企業の立地を望んでいるかでも触れましたが、何といたってもにかほ市のセールスポイントは、さまざまな業種の製造業が集積、材料調達から組立・検査まで、域内で多くの業種の多くの工程に対応可能な点が大きな強みであります。これらの産業構造が一朝一夕になし得たものでないことは、議員が非常に詳しくお分かりのことと思います。ここまで至るまでの多くの技術者らや生産管理や企業経営に携わる方々のたゆまぬ努力があったことにほかなりません。これまで多くの基板技術の蓄積とともに、創意



工夫をなし得る人材が多数存在する土壌そのものが、進出を希望する企業にとって大いにセールスポイントになるものと思ひ、誘致活動で強調しておるところであります。たとえ相手が、業種が製造関連企業に限らず、ソフトウェア、IT企業、新エネルギーやバイオマス関連企業など、あるいはベンチャー企業であっても、シーズを形にするものづくりの強みは、さまざまな産業の誘致に当てはまるものと思ひますし、現実そのようなコンタクトも行っているというところがございます。

次に、⑤今まで企業にトップセールスをしてきたようだが、どのような感想・感触を持っているかですが、私自身、これまでの就任時点、横山前市長からの継続案件でありました株式会社プレステージ・インターナショナル様との立地に関する基本合意に至ったことを、まずもって一定の成果であると思っております。ただ、まだ操業開始に至ったわけではありませんので、今後とも引き続き全力で対応してまいりたいと思っております。

それ以外にも——ちょっと長いということですので、——企業誘致に中心的に関わる各課、小さなシーズを見落とすことなく足で稼ぐよう命じてまいっておるところでございます。

以上、先ほどの答弁でも触れましたが、現在系では軽々しく申し上げられませんが、組織として専門性や活動範囲をさらに高めながら企業誘致に邁進していきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 8番。

●8番（渋谷正敏君） 再質問したいところですが、だらだらと長々と私の聞きもしないことまで長々と説明されまして、私の一般質問の時間がもうなくなりました。こんなことがあつては、大変なことですよ。聞きたいことを最後まで、私は時間をもって、社会福祉協議会の建設も含めて時間を配分しながら、再質問したいことも抑えながら再質問しているわけですよ、それを聞きもしないことをだらだらだらと20分近くもこうやって話されると、説明される方が大変困ります。説明を求める方が。これから嚴重に、議長、市長の方には注意してもらいたい、そのように思ひます。

まだ再質問したいことが山々ありますが、じゃあ3月議会でもたこの辺、続きをやらせていただくと、それをあえて再質問をまたやるということを言わせていただいて、一般質問を終わります。大変不満足な回答でありました。以上。

●議長（佐藤元君） これで8番渋谷正敏議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時28分 散 会

